

古代の政治空間のなかの女性

国家意志形成との関わりについて

伊集院葉子

Women in Ancient Political Space

IJUN Yoko

はじめに

- ① 朝儀参会規定のジェンダー構造
- ② 『続日本紀』の朝儀と女性
- ③ 『日本書紀』の女性リーダー
おわりに

【論文要約】

政治空間という概念は幅広いが、本稿では、国家意志の決定・執行及び、国家意志が形成される「場」を政治空間と定義し、そのなかでも朝儀に焦点をしばって国家意志形成過程への女性の参画を考察したい。

八世紀に女性が朝儀に参列したことは既に指摘されてきた。それは、男女とももの王権への仕奉を前提にした、朝儀への参会が仕奉の一形態だという観念に起因する。

天平宝字四年の藤原仲麻呂の太政大臣任官儀は、仲麻呂を政権の中核に据えるという王権の構想を、諸司を領導する官人たちに周知するために行われた。女性もここに行立したのは、天皇の意志を官人に周知徹底し国家意志を形成していく過程に組み込まれていたからである。これまでの研究では内侍司が重視されてきたが、王権は、国家意志達成のために他の後宮十二司の女官の動員も必要としたことが、『続日本紀』和銅元年七月乙巳条から明らかとなった。

朝儀への列立にあたっては、五位というラインが重要だった。女性への五位直叙の

背景には、朝儀に行立し得る資格を彼女たちに与える王権側の動機があったのである。

『日本書紀』『古事記』にみえる鏡作氏の上祖イシコリトメは、専門職集団を率いる女性リーダーである。七世紀から八世紀にかけて、専門的な職掌で王権へ仕奉した人々の祖先伝承には、部を率いる女性の姿を想定させるものが含まれる。応神紀の吉備氏伝承中の兄媛は、織部を掌管することで王権に仕えた、伴造といふべき女性として読み解かれるべきだろう。『日本書紀』に菟狭国造の祖としての菟狭津媛が記され、『古事記』に荒河刀弁といふ「木国造」がみえる。八世紀には五人の女性国造任命が確認できるが、その背景には、令制以前の女性国造の存在と記憶があったのではないだろうか。

八世紀の女性の朝儀参列は、律令制下で制度化されたのではなく、令制前に遡り得ると判断できる。

【キーワード】 政治空間、国家意志、王権、朝儀、女官

はじめに

政治空間という概念は、非常に幅広い。国土を意味する統治可能領域を示す場合もあれば、大極殿、朝堂院殿などの殿舎を示す場合もある。地方においても、国衙・郡衙はまぎれもない政治空間である。また、郡司が、外五位を例外として国司に下馬の礼をとることに、国司長官を頂点とする一国的秩序が確認されたように、官衙の外部である路上であつても、国家の指向する秩序が持ち込まれることよつて政治空間に一転し得るのである。^①しかし、本稿では、国家意志の決定・執行及び、国家意志が形成される「場」を政治空間と定義し、国家意志形成過程への女性の参画を考察したい。^②

① 国家意志の決定（政務）と執行（行政）

律令国家において政策の最高決定権者は天皇であるが、古代国家は、天皇の意志を太政官機構の介在によつて国家意志に転化し、中央・地方の行政組織への周知と公民にまでの徹底を^③図つた。この政策決定と執行（行政）の過程を考えれば、律令官司機構は政策決定過程に関与する機会を有していたといえる。また、天皇の意志が国家意志として定立され、諸官司がそれを執行していく過程から、律令官人が、いうまでもなく国家意志の執行を担っていたといえるのである。女性の官司である後宮十二司も、内侍司は、よく知られているように天皇に常侍し、男性官司からの奏請と、天皇の意思の宣伝に携つたのであり、詔勅作成を職掌とした男官の内記（職員令3中務省条）を監理した関係にあつたことから、天皇にもっとも近い場でその意思を国家意志に定立する過程に組み込まれ、国家意志の遂行にも関与したといえる。蔵司は、天皇位のシンボルといふべき神璽と、差兵など天皇大権の発動に関わる関契を管理

することによつて、天皇の意思の発動と深く関つていた。これら律令制下の女官が、天皇の日常的な居処である内裏・禁中などで職務にあつたことは、後宮職員令の規定から考えて異論の余地はないだろう。

② 国家意志の形成

しかしながら、天皇の意志が国家意志として定立され執行機関に下達されたとしても、それだけで王権の意図が達成されるわけではなかつた。それは、聖武天皇の皇太子として阿倍内親王（孝謙天皇）が立太子したにもかかわらず、その後も「然も猶、皇嗣立つること無し」として橘奈良麻呂らが乱を企図した一事をみても明らかである（『続日本紀』天平宝字元年七月庚戌条）。このため、国家意志の決定と執行に関与した官司と官人とどまらず、朝廷を構成する百官を一堂に呼び集めて、天皇の意志を周知させ、国家意志の形成を図る必要があつたのである。そのさまは、儀礼、儀式、祭祀の記録として六国史に見出される。つまり、古代の儀礼・儀式を検討していくと、国家意志を周知することを目的とした朝儀が、じつは国家意志の達成に向けて参会者の認識の集約を図る場、つまり国家意志形成の場でもあつることがしばしば確認できるのである。

①②の政務や諸行事は、具体的には、律令国家が成立し律令による政治システムが浸透していった時代の都城——藤原京・平城京内の大極殿、朝堂院、中宮、内裏などで展開された。しかし、本稿は、殿舎や都城などの物理的な空間（建築物）を論じるものではない。あくまでも、古代における国家意志を形成する場として「政治空間」という語を用いることとお断りしておきたい。^④後述するが、橋本義則氏は、平安時代に成立した『内裏儀式』『内裏式』『儀式』『延喜式』などの分析にあつて、「朝堂院・豊楽院・内裏・武徳殿・中院や神泉苑などで行われる儀式、節会・饗宴・神事・仏事など」を「朝儀」とし、女性と政治空間に関する分析

を行った⁽⁶⁾。本稿では、橋本氏の用法にならない、政治空間で行われる諸行事を総称して「朝儀」と呼ぶこととする。

朝儀は、百官・百寮を大極殿、朝堂院等と呼び集めて実施する行事のほか、五位以上や諸司主典以上など、特定のカテゴリーの人々のみが参列する行事がある。これらの行事は、きわめて可視的となる。行事の規模に加え、参会者が版位に従って列立し、そのさまがそのまま、天皇を頂点におく律令国家のヒエラルキーを一目瞭然のものにするからである。聖武朝の東大寺毘盧遮那仏礼拝などの諸行事は、官人だけではなく、一般民衆までを行列させて国家仏教の到達を可視化させたという点で象徴的な行事である（『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午朔条）。

朝儀の列席者については、儀式書を分析対象とした儀礼研究のなかで詳細に検討され、大きな成果をあげてきた⁽⁷⁾。しかし、多くは平安期の儀式書に依拠した研究であり、奈良時代以前の儀礼参会者としての女性の分析はこれからの課題だといえるだろう。

本稿では、天皇を頂点に戴く人格的な関係が築きあげられ、その関係が国家意志の達成の推進力になるという構造が可視化されたものとして「政治空間」を位置づけ、『日本書紀』『続日本紀』を中心に検討を加えていくこととする。まず、法規定と六国史の第二である『続日本紀』（文武桓武朝前半）を精査し、政治空間における女性の存在を抽出し、朝儀が国家意志の形成に功があったことを踏まえ、朝儀への女性の参会の意味するところを明らかにしたい。次に、上掲の検討で得た結論（政治空間における女性の存在）を、持統以前、つまり『日本書紀』が描いた時代に溯らせることができるかどうかを検討することとしよう。なお、本稿は、広い意味での政治空間に女性が存在したことを法規定や歴史書から明らかにし、律令国家の構造のなかにおける意味を考察しようとするものである。全体的見通しを述べることを第一義にするため、個々の考証については簡単なスケッチにとどまる部分があることをご寛恕いた

だきたい。

① 朝儀参会規定のジェンダー構造

——養老衣服令・公式令・後宮職員令から——

政治空間のうち、朝儀への女性の参会については、先述したように橋本義則氏が詳細な検討を行っている⁽⁸⁾。橋本氏は、『続日本紀』『万葉集』の記述によって、奈良時代の皇后が朝儀へ出御したことを指摘するとともに、内親王・内命婦（五位以上の位階を帯びる女性）・外命婦（五位以上の位階を帯びる男性の妻で、自身は六位以下の臣家女性）・宮人（女性官人の総称）たちの朝儀参会についても、養老衣服令、後宮職員令の分析によって「朝庭に勤務する女性は奈良時代には男性の官人に伍して多くの朝儀に参列していた」と結論した。橋本氏によれば、政治や朝儀からの女性の疎外が決定的になるのは平安時代に入ってからである⁽⁹⁾。

また、岡村幸子氏は、叙位儀は、八世紀には大極殿で男女ともに列立して行われたが、宝龜年間（七七〇～七八一年）を過渡期として男女別へと移行したのち、平安時代初期に男女別日が定着し、やがて女性だけを対象とした正月八日の「女叙位」が確立したことを明らかにした⁽¹⁰⁾。

朝儀への女性の列立は、橋本氏や岡村氏によって指摘され定説となっている。本章では、令文に対してジェンダー視点での分析を加え、八世紀の政治空間への女性の参画を確認しておきたい。

養老令が規定した朝儀には、即位（神祇令10即位条）、踐祚（神祇令13踐祚条）、元日（衣服令4諸臣条、同10内命婦条、宮衛令22元日条）、大嘗・新嘗（衣服令4諸臣条、10内命婦条）、告朔（儀制令5文武官条、宮衛令22元日条）、四孟（衣服令11朝服条、同12制服条）、朝会（後宮職員令15縫司条）、大祓（神祇令18大祓条）、正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日の節会（雑令40諸節日条）などがある。これらの朝儀の実施のために、儀制令に諸規定が置かれ、さらに版位（職

員令13式部省条)、喚辞(公式令68授位任官条)、行立次第(公式令55文武職事条、後宮職員令16朝参行立次第条)、衣服(衣服令)などが定められている。

(二) 内外命婦朝参の構造的な理解

衣服令は、朝儀にあたっての男女の「礼服」「朝服」「制服」を規定し、^①後宮職員令は、儀式における女性の行立次第を規定している。そこで、とくに重要朝儀での「礼服」を規定された「内外命婦」の衣服制度と行立次第をまず検討し、その意義を考察したい(条文の本注はへんに記した。傍線は伊集院による)。

① 衣服令礼服条

【史料1】衣服令2親王条

親王礼服 一品礼服冠。〈四品以上。毎品各有別制。〉深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深緑紗褶。錦襪。烏皮烏。〈佩綬玉珮。〉

【史料2】衣服令3諸王条

諸王礼服 一位礼服冠。〈五位以上。毎位及階。各有別制。諸臣准此。〉深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深緑紗褶。錦襪。烏皮烏。二位以下五位以上。並浅紫衣。以外皆同一位服。〈五位以上佩綬。三位以上加玉佩。諸臣准此。〉

【史料3】衣服令4諸臣条

諸臣礼服 一位礼服冠。深紫衣。牙笏。白袴。條帶。深縹紗褶。錦襪。烏皮烏。三位以上。浅紫衣。四位。深緋衣。五位。浅緋衣。以外並同一位服。大祀大嘗元日。則服之。

【史料4】衣服令8内親王条

内親王礼服 一品礼服宝髻。〈四品以上。毎品各有別制。〉深紫衣。蘇方深紫紕帶。浅緑褶。蘇方深浅紫緑纈裙。錦襪。緑烏。〈飾

以金銀。〉

【史料5】衣服令9女王条

女王礼服 一位礼服宝髻。〈五位以上。毎位及階。各有別制。内命婦准此。〉深紫衣。五位以上。皆浅紫衣。自余准内命婦服制。唯褶同内親王。

【史料6】衣服令10内命婦条

内命婦礼服 一位礼服宝髻。深紫衣。蘇方深紫紕帶。浅縹褶。蘇方深浅紫緑纈裙。錦襪。緑烏。〈飾以金銀。〉三位以上。浅紫衣。蘇方浅紫深浅紫緑纈裙。自余並准一位。四位。深緋衣。浅紫深紫紕帶。烏烏。〈以銀飾之。〉五位。浅緋衣。浅紫浅緑紕帶。自余皆准上。大祀大嘗元日。則服之。〈外命婦。夫服色以下。任服。〉

【史料1】から【史料6】までは、親王、諸王、一位く五位の諸臣と、

内親王、女王、内命婦(五位以上の女性)の礼服規定である。妃・夫人・嬪という令制キサキも含まれている。五位以上の男女は【史料3】【史料6】の傍線部で、大祀・大嘗・元日に着ることとされている。大祀は、大宝令では「諸大祭祀」と記載されており、天皇即位時の大嘗祭と、散斎一月という長期の物忌み期間を設けて実施する臨時の大祭祀をいう(公式令集解3論奏式条所引「古記」)。大嘗は毎年実施される新嘗である(神祇令8仲冬条^②)。礼服規定においては、着用すべき朝儀の範囲という点で、五位以上の男女は対称性を有している。さらに【史料6】は、内命婦だけではなく、本注で、外命婦、すなわち五位以上を帯びる男性の妻で、かつ、自身は六位以下である女性の朝儀参会時の衣服制度も定めている(破線部)。つまり、五位以上女性と、五位以上男性の妻という、「五位」で画された女性の一群が、内外命婦として大祀大嘗などのきわめて重要な儀式へ威儀をただして会集することが明文化されたわけである。礼服規定は、礼服を着用すべき重要儀式において、内外命婦の参会

が不可欠な要素だと認識されたことを語っているのである。

② 公式令と後宮職員令の行立次第規定

右に検討してきた女性の朝儀参会の重要性は、国家儀式が成立するために必要な行立次第の構造にも反映されている。

【史料7】 公式令55文武職事条⁽¹³⁾

凡文武職事散官。朝参行立。各依^レ位次^一為^レ序。位同者。五位以上。即用^二授位先後^一。六位以下以^レ齒。親王立^レ前。諸王諸臣。各依^二位次^一。不^レ雜分列。

【史料7】は、儀式の際の行立次第を定めたものである。文武の職事官も散官も位階に従って並ぶべきこと、位階が同じならば、五位以上はその位階に叙せられた順に、六位以下は、年齢（齒）に従って並ぶべきことを規定したうえで、まず親王が前に立ち、諸王と諸臣は、それぞれの位階に応じて諸王は諸王の列に、諸臣は諸臣の列に立つべきとし、諸王と諸臣は入り混じることがないようにと記している（傍線部）。この規定は女性に対しても同様である。

【史料8】 後宮職員令16朝参行立次第条

凡内親王女王及内命婦。朝参行立次第者。各従^二本位^一。其外命婦。准^二夫位次^一。若諸王以上。娶^二臣家^一為^レ妻者。不^レ在^二此例^一。

【史料8】は、内親王・女王・内命婦は、それぞれ自身の品位に従って行立し、外命婦は、夫の位階に従って行立せよという。ただし、外命婦の行立には、公式令55文武職事条による規制（【史料7】）がかけられている。それが、傍線部である。諸王以上の妻は、内親王・女王である

場合と、臣家女性である場合がある。内親王・女王は、自身の品位に従って行立し、「外命婦」の資格では行立しない。一方、諸王以上の妻となった臣家女性には、「夫位次」に従えば、皇親の列に立つことになる。

しかし、これでは、【史料7】で定めた王臣の「分列」規定に抵触するため、諸王以上と婚姻した臣家女性の外命婦としての朝参は不可とされた⁽¹⁴⁾。つまり、【史料7】の王臣の雑列を禁止する規定と対応するのが、【史料8】の傍線部なのである。なお、この規定は、あくまで外命婦の資格で朝参する場合のものである。次節で詳述するが、六位以下の女性も朝参を規定されており、自身の位階によって列立することを求められていた。その場合には、臣家女性の列に行立したのである。

現実の朝儀での女性たちの参会の監理は、後宮十二司の内侍司と縫司の職事たちに委ねられた。

【史料9】 後宮職員令4内侍司条

内侍司 尚侍二人。掌。供^二奉常侍^一。奏請。宣伝。檢^二校女孺^一。兼知^二内外命婦朝参^一。及禁内礼式之事。典侍四人。掌同^二尚侍^一。唯不^レ得^二奏請^一。宣伝。若無^二尚侍^一者。得^二奏請^一。宣伝。

【史料10】 後宮職員令15縫司条

縫司 尚縫一人。掌。裁^二縫衣服^一。纂組之事。兼知^二女功及朝参^一。典縫二人。掌同^二尚縫^一。掌縫四人。掌。命婦参見。朝会引導之事。

【史料9】にあるように、内侍司が命婦の朝参とともに「禁内礼式」を「兼知」した。縫司は、長官である尚縫と次官の典縫が女性の「朝参」を管掌しているのを受け、判官の掌縫が命婦の参見と朝会の際の引導を行ったと考えられる（【史料10】）。

衣服令と後宮職員令から、朝儀には男官だけではなく女性も参会が規

定されていたことが確認できた。後宮職員令と公式令が、法規定上の整合性を図った上で女性の朝参を定めていたことも明らかとなった。このように、養老令が注意深く儀式への会集・行立規定を設けていることから、女性の会集と行立が現実に行われていたことは疑う余地がないと思われる。しかも、朝儀への女性の参会は、法の規定を超えて広範囲にわたったことが、『続日本紀』の次の記載から確認できる。

【史料11】養老神祇令18大祓条

凡六月十二月晦日大祓者。中臣上^二御祓麻^一。東西文部上^二祓刀^一。

読^二祓詞^一。詔百官男女。聚^二集祓所^一。中臣宣^二祓詞^一。卜部為^二解除^一。

【史料12】『続日本紀』養老五年七月己酉条

秋七月己酉、始令^下文武百官率^二妻女・姉妹^一、会^中於六月・十二月晦大祓之^上。

【史料11】は、六月と十二月の晦日に行う大祓に百官男女を会集させる規定である。大祓は大宝令で定められた公式行事で、百官男女の参集が規定されていた。しかし、実際には百官男女にとどまらず、【史料12】にあるように、百官の妻女姉妹も大祓の場に集められた。官人たちの職務遂行のためには、妻女姉妹も含めて祓を実施することが不可欠だと認識されたために、彼女たちも会集することになったのである。この記事の「妻」のなかに、律令で規定された外命婦も含まれる⁽¹⁵⁾。

なお、外命婦の朝参が八世紀第一四半期ごろまでは行われていたらしいことは、『類聚三代格』収載の「神亀五年三月二十八日太政官謹奏」(七二八年)によっても推定できる。これは、男女官人を六位以下から五位に昇叙させるにあたって、名族の子弟で才能のある者は内階の五位(概ね従五位下)に叙すが、それ以外は外五位に叙すという改定で、結果として藤原氏など内階コースをたどる特定の氏と、外階コースの氏が

峻別されることとなった。謹奏では、外五位の男官の妻は、「妻者得^二外命婦之号^一。不^レ入^二朝参之例^一」とされ、外命婦を名乗ることはできたが、朝参からは除外された。逆にいえば、神亀五年時点では外命婦朝参が実施されていたのである。

律令官人制における朝参・上日は、「王権への人格的「仕奉」」だとされる⁽¹⁶⁾。『日本書紀』『古事記』には、「内外命婦」(『日本書紀』仁德天皇四十年是歳条)、「氏々之女」(『古事記』仁德段)が朝廷の重要行事である「新嘗」「豊楽」の宴に参集するさまが描かれている。『日本書紀』の「内外命婦」等は令制用語による文飾ではあるが、律令制成立以前に女性も氏(ウヂ)の仕奉を担い、重要な儀礼に参集したことを反映した記述であるとはいえるだろう。このような男女とも朝廷への仕奉の遺制は、五位以上に達することができる氏からの氏女の出仕と後宮十二司職事への登用、地方の郡司層からの、兵衛とパラレルな関係としての采女の出仕として律令に規定された。聖武天皇は、男性だけが父祖の榮譽を担っているわけではなく、女性も立ちならんで仕えるのが道理だと言明した(『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午朔条)。それは、律令制に先立つ時代からの男女の仕奉を是認し、聖武治世下においても精励すべきことを求めた言説にほかならない。以上のような理念のうえに、五位以上の男性の妻に対しても朝参を求める外命婦規定が盛り込まれたのである⁽¹⁸⁾。なお、内命婦・外命婦の制度は唐にもあるが、わが国の規定とは成立の理念も内容も異なっていた⁽¹⁹⁾。唐では、内命婦は皇帝の妃嬪と皇太子の妃であり、外命婦は、原則として高官の母・妻や公主(皇女)たちであった。つまり、配偶者が皇帝・皇太子か否かによって定まる女性の区分けが唐の命婦の「内外」の別であり、わが国で内親王が外命婦の資格で朝参することなどあり得ないこと一つだけを見ても、日唐の差異は大きい。この日唐間の相違は、朝儀への女性参画の有無とも直結し日本

(二)「四孟」と女官——衣服令朝服・制服規定から——

これまで、内外命婦の朝参が、令制前からの「仕奉」の概念に基づいて律令に規定され実施されたことをみてきた。それは、「五位以上」(天智・天武朝の錦位、天武十四年「飛鳥浄御原令の直位以上」という大夫層に属する男女の仕奉形態が、令制下にも継承されたことの確認でもあった。では、六位以下の女官の朝儀参会は、どのような理念で規定されたのだろうか。

【史料13】衣服令5朝服条

朝服 一品以下。五位以上。並皂羅頭巾。衣色同「礼服」。牙笏。白袴。金銀装腰帶。白襪。烏皮履。六位。深緑衣。七位。浅緑衣。八位。深縹衣。初位。浅縹衣。並皂羅頭巾。木笏。(謂。職事。)(中略) 朝庭公事。即服之。

【史料14】衣服令11朝服条

朝服 一品以下。五位以上。去「宝髻及褶烏」。以外並同「礼服」。六位以下。初位以上。並着「義髻」。衣色准「男夫」。(中略)「四孟則服之」。

【史料15】衣服令6制服条

制服 無位。皆皂縹頭巾。黄袍。烏油腰帶。白襪。皮履。朝庭公事。即服之。尋常通得「草鞋」。(後略)

【史料16】衣服令12制服条

制服 宮人。深緑以下。兼得「服之」。(紫色以下。少々用者聽。)<緑。縹。紺纈。及紅裙。四孟及尋常則服之」。(後略)

【史料17】衣服令14武官朝服条

朝服 衛府督佐。並皂羅頭巾。位襖。金銀装腰帶。金銀装横刀。白襪。烏皮履。(中略) 並朝庭公事即服之。(後略)

表 衣服令条文*1

条文番号	条文名	条文番号	条文名	対象	着用する朝儀
2	親王条	8	内親王条	皇子女	大祀・大嘗・元日 (上掲儀式的礼服規定)
3	諸王条	9	女王条	2～4世皇親	
4	諸臣条	10	内命婦条*2	五位以上官人	
5	朝服条	11	朝服条	一品～初位	男＝朝庭公事 / 女＝四孟
6	制服条	12	制服条	無位の官人ら	男＝朝庭公事, 尋常 / 女＝四孟, 尋常

*1 上掲条文の他, 1 皇太子条, 7 服色条, 13 武官礼服条, 14 武官朝服条がある。
*2 外命婦は夫の服色以下を着用。

【史料13】【史料14】は、一品以下、初位までの男女の朝服規定、【史料15】【史料16】は、無位の男女官人の制服規定である。礼服に関する諸条文と異なり、朝服条・制服条では、着用する場に関して男女の相違がみられる。たとえば「朝服」は、男性には「朝庭公事」²⁰での着用を、女性には「四孟」での着用を規定した。ただし、衣服令集解11朝服条所

引諸説は、たとえば穴記が「大祀大嘗亦合朝服也」としているように、六位以下の女性は大祀大嘗に朝服を着用している。六位以下には礼服用規定がないために大祀などでも朝服を着用するのであり、「四孟」への列席には限らないようである。一方、無位男女の制服に関しては、男女ともに「尋常」での着用を想定したうえで、男性には「朝庭公事」、女性には「四孟」での着用を規定している。ここでは、「四孟」が制服着用場として記載された。裏返せば無位女性も「四孟」への参列を求められた。その理由について、四孟の成り立ちから考えておきたい。

「四孟」は、有位の官人たちの朝参の慣行が、簡略化されて告朔となり四孟月に限られるようになったものだと考えられてきた。⁽²²⁾

【史料18】儀制令5文武官条

凡文武官初位以上。毎朔日朝。各注当司前月公文。五位以上。送着朝庭案上。即大納言進奏。若逢雨失容。及泥潦。並停。弁官取公文。惣納中務省。

儀制令文武官条は、諸司が天皇に対して行う月例の行政報告である告朔を規定した。これについて古瀬奈津子氏は、条文が朝参と諸司の公文進奏という二つの儀式に分けられることを指摘し、成立過程を検討した。告朔は、『日本書紀』天武五年九月丙寅朔条の「九月丙寅朔、雨不告朔」が初見であるが、古瀬氏によると、これは令制とは異なり文書行政が介在しない口頭報告だったという。一方、『日本書紀』天武十二年十二月庚午条に「庚午、詔曰、諸文武官人及畿内有位人等、四孟月、必朝参。若有死病、不得集者、当司具記、申送法官」という初見記事がみえる四孟は、毎日の朝礼である朝参が制限され、四孟月のみになったものだという。古瀬氏は、天武朝には告朔と朝参は別々の儀式だっ

たとし、大宝令にいたって二つの儀式が合流し文武官条が成立したとした。⁽²³⁾古瀬氏は、天武十二年十二月庚午条の「四孟月」朝参には女性も含まれていたとし、令制はそれを継承したとする。⁽²⁴⁾先に、五位ラインの女性が朝参を求められたのは、それが仕奉の一形態だったからだと私見をのべた。天武十二年の「四孟月」朝参規定がきわめて厳格なものであることを踏まえて古瀬氏の指摘を考えると、やはり四孟月朝参は行政報告である告朔とは性格を異にするものだと思う。そうであるならば、朝服・制服の制度も、六位以下の女官にも王権への仕奉として朝参が求められたために整えられたと考えられるのである。

一方、男官の朝服・制服条には「朝庭公事」での着用規定があり、ここには四孟が含まれていると解釈できる。朝庭公事に関し、衣服令集解14武官朝服条所引「穴記」は、「朝庭。謂祭。非庁座也。」として、⁽²⁵⁾庁座を離れた場を「朝庭」としている。「令義解」も、「謂。朝者。朝会也。言尋常之日。唯就庁座。至於朔日。特於庭会也。」(儀制令義解5文武官条)とし、庁座に就く「尋常之日」と、通常は庁座に就くべき官人が、それを離れて朝庭に会することを区別する。「朝庭公事」とは、庁座を離れて執行される大小の政務・儀式を指すと解釈し得るだろう。一方、女性の「尋常」は庁座での執務ではないため、一律に男官と比較することはむずかしいが、女性の職場は内裏内や后妃・皇親の宮であり、庁座をもたないということが、「朝庭公事」という文言を適用されなかった可能性も含め、後考をまちたい。⁽²⁶⁾

以上の考察から、衣服令のジェンダー構造を次のように確認できる。第一に、大祀(即位儀礼や臨時の大祭祀)、大嘗(新嘗)、元日の朝儀には、男女とも参会が想定された。とくに一品〜五位に対しては、男女ともに礼服用規定されており、大祀・大嘗・元日という着用場に関する性差はみられない。

第二に、右以外の朝儀では、男性は文官武官ともに「朝庭公事」とよ

ばれる告朔等の諸行事への参会が想定された。そのため、一品以下初位までの男性には朝服、無位には制服が規定された。女性は、内親王・女王・内命婦はもとより、無位の女官に至るまで四孟の朝参が想定され、一品から初位の女性には朝服、無位には制服が規定された（表「衣服令条文」参照）。

男性には、「朝廷公事」の衣服が決められていたのに対し、女性にはその規定がないなど、衣服令の条文において男女が均質だったわけではない。それは、庁座の有無だけにはとどまらない、律令官僚機構上の男女の差異に起因するものだろう。しかし、四孟の衣服規定が無位女官にまで及んだことは、律令国家が求めた官人の朝参に女性も組み込まれていたことを示すのである。

養老衣服令は、朝儀の際の皇太子以下の男女の衣服制度を定めたものである。唐令にも衣服令の存在が知られ、七十四に及ぶ条文が復元されている。⁽²⁷⁾ その対象は、皇帝、皇后、皇太子、皇太子妃、侍臣・群官、武官、庶人、内外命婦、六尚以下の宮官・女史、庶人女、百官女にまで及ぶ。日本令と唐令とは、衣服制度を定める規模が全く異なっている。その意味を武田佐知子氏は、「日本衣服令は中国衣服令の如く、礼の総体を俯瞰して全社会的なものとして構想されたのではなく、朝儀という個別具体的事象を対象を限定して制定されたもの」⁽²⁸⁾ だからだと指摘した。つまり、日本では、文武官と内外命婦以下の女性、すなわち、朝儀を構成する「列席者」たちの衣服制度を定めるという構想の下に、衣服令が定められたのである。同時代の唐は、社会の風潮として男女の交際が比較的⁽²⁹⁾ 自由で、「朝廷の儀式の場でも、男女の区別にそれほど注意を払わなかった」という。その唐でさえ、官人と命婦がともに公の儀式に列席することに⁽³⁰⁾ 対して強い抵抗があったことを考えると、男女の参会規定は、わが国の重要な特質といえるだろう。女性が朝儀に参会するにあたっての衣服制度は、男女とも天皇への仕奉という概念が、朝儀の構成員に

も貫徹されていたことの証左である。

②『続日本紀』の朝儀と女性

本稿の冒頭で、国家の統治活動としての政治を定義したさい、次の二つに大別した。

- ① 国家意志の決定（政務）と執行（行政）
- ② 国家意志の形成

①の国家意志の決定は、通常は議政官などの審議の場で行われるため、八世紀ではその経過が史料に遺されることは稀である。女性官人のうち、天皇に常侍する内侍司が、執行にも関与していることは詔勅発給過程の分析から明らかにされている。⁽³¹⁾ 神璽、関契などを管理する蔵司の女官も①の場に同席する可能性がある。一方、②は、国家意志を達成するための全官人レベルでの合意形成を目的とするため、可視化された儀式・儀礼として執り行われる。そこで、そのような朝儀への女性参会のさまを『続日本紀』で確認しておきたい。そこには、国家意志形成過程における女性の参会の実相が反映されているはずである。

（一）授位儀と伊福吉部德足比売臣墓誌

『続日本紀』には、即位儀のほか、大嘗、新嘗、元日など衣服令に礼装が規定されている朝儀の記録が残されている。⁽³²⁾ 『続日本紀』記事自体に女性の参会が記されていない場合でも、女性がその場に列立していたことは疑いようがない。また、無位に至るまでの女官も「四孟」での衣服制度を規定されていた。礼服用は許されなにしても、重要な朝儀には威儀をただすことが求められたと考えられ、その際に初位以上は朝服に、無位の女官は制服に身を包んで列立したのである。次の史料は、男官・女官がともに出席した叙位儀の記録の一つである。

【史料19】『続日本紀』慶雲四年二月甲午（二十五日）条

甲午、天皇御^三大極殿^一、詔授^二成撰人等位^一。親王已下五位已上男
女一百十人、各有^レ差。（後略）

【史料20】伊福吉部德足比売臣墓誌銘

因幡国法美郡伊福吉部德足比売臣

藤原大宮御宇^{大行}天皇御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位

下被賜仕奉矣

和銅元年歲次戊申秋七月一日卒也 三年康^マ成冬十月火葬即殯此処

故末代君等不応崩壞

上件如前故謹録

和銅三年十一月十三日己未

【史料19】は、慶雲四年（七〇七）二月に行われた、大宝令施行後最初の成選にともなう叙位儀の記録である。⁽³³⁾「天皇御^三大極殿^一」とあるように、天皇出御のもと、儀式が実施された。記事は、五位以上への授位を記しており、この日授位に与った「男女」が百十人だったことを明記する。つまり、この場には男官だけではなく女性も行立していたのである。【史料20】は、近世の安永三年（一七七四）に鳥取市で発見された骨蔵器の蓋に刻まれた銘文である。墓主は、伊福吉部德足比売臣である。銘文には、徳足が、文武朝（藤原大宮御宇^{大行}天皇御世）の慶雲四年二月二十五日に從七位下を授けられ、翌和銅元年七月一日に死去し、火葬の後、和銅三年に因幡国法美郡で葬られたいきさつが記されている。銘文の慶雲四年二月二十五日こそ、【史料19】の『続日本紀』慶雲四年二月甲午である。つまり、徳足は『続日本紀』にみえる五位以上の男女の官人と同日、昇叙に与ったのである。これまでは【史料19】の記述が【史料20】によって裏づけされたという点が注目され、叙位の具体例として考察されてきた。しかし、衣服令のジェンダー分析を踏まえれば、天皇

が大極殿に出御して実施された朝儀に女性が行立し、六位以下の女性も例外ではなかったという点が、とくに重視されるべきだろう。

徳足は、【史料20】によって法美郡を基盤とした豪族であったことは確かであるが、出自は不明の部分が多い。⁽³⁴⁾因幡の豪族である伊福部臣氏の系譜「因幡国伊福部臣古志」は、延暦三年（七八四）の成立とされるが、そこに徳足の記載はない。

大化前代には、埼玉の稻荷山古墳鉄剣銘や熊本の江田船山古墳大刀銘に刻まれたような、地方豪族が五世紀にヤマトの大王に仕えたという記録がみられる。大王と地方豪族の政治的關係が、直接的人格的結合によって実現されたため、その役割を担ってヤマトへやってきたのである。『日本書紀』には、日向の髪長媛（『日本書紀』応神十一年是歲条、同十三年三月条、九月中条。仁徳二年三月戊寅条）、桑田の玖賀媛（『日本書紀』仁徳十六年七月戊寅朔条）など、飛鳥を離れた地方から大王宮へ出仕した女性たちの伝承が認められる。彼女たちもまた、地方と朝廷をつなぐ直接的な結びつきを担って出仕したのである。⁽³⁶⁾令制前の女性の官仕は、采女だけではなく、さまざまな形態が存在した。徳足の出仕は、七世紀末であり、髪長媛たちの時代とは隔たつてはいるが、地方と朝廷をつなぐ役割を担い、飛鳥の地に赴いたという点は同様である。

徳足は、大宝令施行後初の成選授位で從七位下に昇った。官人の考課については緻密な分析がされているとともに、それが厳格に実施されたこともすでに指摘されており、⁽³⁷⁾八世紀の女官に対しても同様だったと考えられる。⁽³⁸⁾その点を踏まえれば、從七位下という位階は、短期間の出仕で到達できるものではない。七世紀後半からの比較的長い出仕歴が想像されるのである。

ここで、本論から外れるが、徳足の得た位階が持つ律令官制上の位置について、准位との関係で記しておきたい。

令制では、現任の官人には年二回の季祿が与えられる（祿令一給季祿

条、2季禄条)。その支給基準は、自身が帯びる現実の位階ではなく、自身の官職の相当位である。例えば、大納言の相当位は正三位であるため、従二位の大納言は、従二位ではなく正三位の季禄を得るのである。ただし、女性に対しては、後宮十二司も含め官位相当規定は適用されなかった。このため、給禄に関する規定である禄令で、季禄を支給する際の基準位階が設定された。いわゆる「准位」である(禄令9宮人給禄条)。

徳足が昇った従七位下は、男官の正親司の佑、内膳司の典膳、造酒司の佑など大司の判官クラスの相当位に該当する(官位令15従七位条)。宮人給禄条によると、従七位を准位とする後宮十二司のポストは、尚掃、尚水、掌藏、掌侍である。このうち尚水は、膳司とならんで采女が配属される官司である水司の長官である。断定はできないが、徳足がもし采女だったとしたら、水司の一員として累進し尚水に至った可能性があり、とすれば、典水二人と采女六人を指揮するポストにあったわけである。采女か否かはおくとしても、徳足の時代に成選して位階の昇叙に至るのは容易だったとは考えられない。そのハードルを越えることができた徳足は、精勤の人だっただろう。精勤の結果、複数の下級女官を率いる職事になったと想定することに矛盾はなく、慶雲四年の成選授位で極位にのぼった際には朝服をまもって儀式に列立したと思われる。

(二) 仲麻呂の大師任官儀と女性の参会

授位される女官が叙位儀に出席するのは、あまりにも当然である。では、大臣などの任官儀では、どうだろうか。国政中枢の人事体制が公表される儀式空間における女性の存在を検討していきたい。

【史料21】『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条

丙寅、^(a)高野天皇及帝御、内安殿、授大保従二位藤原惠美朝臣押勝従一位。正四位上藤原朝臣真楯、正四位下藤原朝臣巨勢磨並従

三位。従五位上下毛野朝臣稻磨正五位上。従五位上日下部宿禰古磨・石川朝臣豊成並正五位下。従五位下田中朝臣多太磨・日置造真卯並従五位上。外従五位下食朝臣三田次、正六位上田口朝臣大戸、正六位下大原真人繼磨並従五位下。正六位上下道朝臣黒磨外従五位下。従五位上粟田朝臣深見正五位下。女孺正六位上大伴宿禰真身。雀部朝臣東女、従六位下布勢朝臣小野、正七位上大神朝臣妹、无位藤原朝臣薬子並従五位下。^(b)事畢、高野天皇口勅曰、乾政官大臣(仁方)敢(天)仕奉(倍伎)人無時(波)空(久)置(弓)在官(尔阿利)。然今大保(方)必可仕奉(之止)所念坐(世)多(能)遍重(天)勅(止毛)、敢(未之時止)為(弓)辞(備)申、(中略)^(c)今此藤原惠美朝臣(能)大保(乎)大師(乃)官(仁)仕奉(止)授賜(夫)天皇御命、衆聞食宣。即召大師賜隨身契。(後略)

【史料21】は、天平宝字四年(七六〇)正月四日に内安殿で行われた、授位・任官・褒賞の朝儀のうち、前半に記載された男性十二人、女性六人への授位と惠美押勝(藤原仲麻呂)の大師(太政大臣)補任を伝える部分である。

内安殿は、養老五年(七二二)から天平宝字四年にかけて『続日本紀』にみえる内裏地区の殿舎である。南に広い前庭を有するが、おもに特殊な叙位・任官の場合に使用されたことや、大安殿と異なり宴が催された記録がないことから、一方的な天皇の意志伝達や君臣秩序を明確にするために使用されたという⁽³⁹⁾。内安殿を会場とした朝儀は、『続日本紀』天平宝字三年六月庚戌条にも「帝御、内安殿、喚諸司主典已上」という記載がある。この諸司を在京諸司とすれば、主典以上の定員合計は約七百人(後宮十二司の職事五十七人を含む)にのぼる。このような人数が列立し得る前庭を有する空間が、【史料21】で展開された朝儀の舞台だった。

この空間に高野天皇（孝謙太上天皇）と帝（淳仁天皇）が出御し（傍線(a)、叙位が行われ、「事畢（事おわりて）」（傍線(b)、つまり、授位儀が終わって、孝謙が口勅によって恵美押勝を大師（太政大臣）に任じる旨を述べた(c)。記事の構造は、次のようになっている。

高野天皇（孝謙太上天皇）と帝（淳仁天皇）が内安殿に出御

⇐ 恵美押勝（藤原仲麻呂）以下の男官と、粟田深見以下の女官に授位

⇐ 事畢（授位儀が終わって）

⇐ 高野天皇口勅により押勝を大師に任官

孝謙は、仲麻呂を人臣初の太政大臣に任じる意志を「天皇御命、衆聞食宣」（傍線(c)）と勅することによって、その場に列立した官人たちに知らせた。そのうえで「隨身契」を与えているが、これは「契」とあることから、公式令45給隨身符条にある隨身符ではなく、より強い権限を有するものだったという⁽⁴⁰⁾。とするならば、この日の朝儀は、仲麻呂の太政大臣任官と、令の規定を超える権限の賜与を可視化することによって、太上天皇と天皇の意志を周知させようとしたものであるといえる。この内安殿での儀式に女性が加わっていたことは、授位後の「事畢」という語から明らかである。つまり、「事」（＝叙位儀）が「畢」ったのち、孝謙口勅、大師任官が宣言されたのである。授位儀に列立した女性が途中で退場したと考えるのは不自然であり、これらは内安殿における一連の行事とみるべきである。女性たちもそこに行立し、孝謙の口勅を聞き、大師任官の現場に立ち会ったのである。

もともと、【史料21】の大師任官は、任大臣儀の一例である。藤森健

太郎氏は、天皇の即位儀礼が唐礼とは異なることを指摘したなかで大臣任官儀礼中の宣命の意義を分析し、皇帝から個人に対して任官を命じる唐の冊書とは異なり、日本の場合には、親王以下天下公民までに就任の事実を知らせることを目的としたことを明らかにした⁽⁴¹⁾。佐々木恵介氏は、藤森氏の分析の上に立って、令制当初からの任官儀礼の目的を、任官される官人個人への告知ではなく、任官結果を公表・確定することにあったと指摘した⁽⁴²⁾。とりわけ、『内裏式』の任大臣儀の次第を分析し、この儀式において重要な位置を占めるのが、宣命を宣読される「刀禰」（＝任官される本人以外の列席者。五位以上と六位以下は列立する場が異なる）であることを指摘し、そこに日本の任大臣儀の特質を見いだしたことは重要に思われる。

いうまでもないが、人事は国家の大事である。その最高位である太政大臣任官の場に女性も臨んでいた。ここには、仲麻呂にかつてない権限を与えて国政を運営するという国家意志が、女性も含めた官人層のなかで形成されていくさまが如実に示されているといえるだろう。行政システムにおける国家意志定立・執行への関与だけではなく、広く朝廷を構成する官人たちを含めて国家意志が形成されていく過程に、女性も位置づけられていたのである。

（三）文武職事五位以上の意思形成と「女官」

ここまで、国家意志形成過程に女性が位置づけられていたことをみてきた。ここで少し視点を変え、八世紀初頭において、王権にとって後宮十二司はどのような存在だったのかを考察しておきたい。次の史料は、これまで女官論としてはほとんど顧みられることがなかったが、国家意志形成の場の後宮十二司職事の参会が不可欠だという認識を王権が有していたことをうかがわせる記事である。

【史料22】『続日本紀』和銅元年七月乙巳条

乙巳、召^(a)三品穂積親王、左大臣石上朝臣麻呂、右大臣藤原朝臣不比等、大納言大伴宿禰安麻呂、中納言小野朝臣毛野・阿倍朝臣宿奈麻呂・中朝臣意美麻呂、左大弁巨勢朝臣麻呂、式部卿下毛野朝臣古麻呂等於御前、勅曰。卿等情存「公平」、率「先百寮」。朕聞^(b)之、喜「慰于懷」。思由「卿等如^(c)此、百官為^(d)本、至^(e)天下平民」、垂拱開^(f)衿、長久平好。又卿等子々孫々、各保^(g)榮命、相繼供奉。宜^(h)知⁽ⁱ⁾此意、各自努力^(j)。又召^(k)神祇官大副、太政官少弁、八省少輔以上、侍從、彈正弼以上、及武官職事五位、勅曰。汝王臣等、為^(l)諸司本。由^(m)汝等勳⁽ⁿ⁾力、諸司人等須^(o)齊整。朕聞。忠^(p)淨守^(q)臣子之業、遂受^(r)榮貴、貪濁失^(s)臣子之道、必被^(t)罪辱。是天^(u)地之恒理、君臣之明鏡。故汝等、知^(v)此意、各守^(w)所職、勿^(x)有^(y)怠緩。能堪^(z)時務者、必拳而進、乱^(aa)失官事者、必無^(ab)隱諱。因授^(ac)從四位上阿倍朝臣宿奈麻呂正四位上、從四位上下毛野朝臣古麻呂・中朝臣意美麻呂・巨勢朝臣麻呂並正四位下。^(ad)文武職事五位已上及女官、賜^(ae)祿各有^(af)差。

【史料22】は、元明天皇即位から一年後（七〇八）に、官人たちを召して忠誠忠勤を求め、祿を授けたという記事である。よく知られているように、穂積親王以下、下毛野朝臣古麻呂までの九人（傍線(a)）は、当時の議政官である。傍線(b)の「神祇官大副、太政官少弁、八省少輔以上、侍從、彈正弼以上」は、相当位階が五位以上にあたる諸官司の職事官（男官）であり、「武官職事五位」とは、五衛府の長官と左右衛士府の次官である。傍線(c)は、記事末の賜祿にあずかった傍線(d)「文武職事五位已上」に対応する。「五位以上」つまり「率先百寮」し、または「諸司人等須齊整」えて天皇の執政を支えるべき官僚を召したのである。賜祿の対象になったのが、この場に召された男官であったことは、記事

の構成から判断して間違いないだろう。

ここで、傍線(c)後半に「及女官、賜祿各有差」とある「女官」とは何かが問題となる。この場に召された男官が議政官と五位以上の官位相当官だったことを考慮すると、①「女官」は、五位以上の女性⁽¹⁾内命婦とする理解、②五位以上は男官に限られており、女官に関しては「五位以上」とは限定されない⁽²⁾という二つの解釈があり得る。

律令では女性の官人は「宮人」⁽⁴⁴⁾であり、「女官」という語は律令規定にはない。このため、女官の語は八世紀末になってから定着したものであり、この記事中の「女官」も『続日本紀』編纂時点の用語だと解釈されてきた。⁽⁴⁵⁾しかし、『続日本紀』神龜三年（七二六）二月庚申条には、「制、内命婦身帶五位、任六位已下官者、自今以後、給正六位官祿」⁽⁴⁶⁾とあり、祿令9官人給祿条により准位六位以下と定められた後宮十二司職事を「六位已下官」としている。つまり、大宝令制下で十二司

の職事は「官」と理解されていたことがうかがえるのである。⁽⁴⁶⁾さらに、祿令12嬪以上条に「若帯⁽⁴⁷⁾官者。累給」という規定があり、嬪以上のキサキが後宮十二司の職事を兼帯した場合には、職事としての祿も合わせて支給する（累給）としていたように、養老令の条文でも、職事を「官」と記している。⁽⁴⁷⁾以上から、【史料22】の「女官」は、八世紀末から定着した宮人全体を指す意味ではなく、後宮十二司の職事を指す「女である「官」」を意味すると考えるべきだろう。すなわち、元明天皇は、男性については官位相当で五位以上の職事官を召したが、女性は、後宮十二司の職事全員を召したのである。なぜ、このような非対称が生じたのだろうか。考えられるのは、五位以上（の准位）に限ると、尚藏（正三位）、典藏（從四位）、尚膳（正四位）、尚縫（正四位）、尚侍、典膳、典縫（以上、從五位）だけになってしまい、典侍（從六位下）が含まれないという問題である。典侍は、尚侍不在時の奏請宣伝を担っていた【史料9】。議政官と二官八省等の五位以上職事官を召して天皇への忠誠を求めた場

に内侍司職事が不在では、天皇の意志徹底という点で不都合だったであろう。また、天皇の日常的な政務と生活に仕奉した後宮十二司職事の参会を欠くということになれば、天皇へ忠誠忠勤を求めるといふ朝儀の目的からみて不完全とみなされたと思われる。そのため、男官は五位以上を召したが、女性については六位以下であっても天皇の近くで勤仕する職事全員を召したのである。

これまで後宮十二司に関しては、「宣伝」を担う内侍司の職掌が、国家意志形成過程に関与したものとして重視され、研究成果が蓄積されてきた。しかし、大宝令制下の初期の段階では、内侍司にとどまらず後宮十二司女官が国家意志形成過程に位置づけられていたことが、『続日本紀』和銅元年七月乙巳条の分析から明らかである。

なお、伊福吉部徳足は、この朝儀の直前、七月一日に死去した（史料20）。存命であれば、後宮十二司のいずれかの官司の職事として、この朝儀にも列していたかもしれないのである。

ここで、「五位」が朝儀参会にあたって重視されるラインになることに関連し、八世紀の史料にみられる女官の五位直叙の意義についてみておきたい。キサキである妃・夫人・嬪には後宮職員令によって対応する品位が規定されており、無位から五位以上への直叙も法規定の摘要と考えられてきた。一方で、女官の直叙は、天皇の恣意や、夫・父・兄弟らの権力によるもの、特定の氏族への優遇策などとみなされてきた。⁽⁴⁸⁾ 令制下の氏女・采女の配属先は、後宮十二司のほか、太上天皇、嬪以上のキサキ、東宮、親王・内親王・二世王・女王があり、二世王・女王までは乳母が配される。ところが、内舍人・大舍人・資人など、どこに配属されても法の原則的な規定では考課の対象となった男性官人と異なり、女性には、配属先や職位によっては考課の対象とはならなかった。親王・内親王・二世王・女王の乳母は考課の対象だが、同じ主に仕えても、乳母ではなく女官（令制用語では女堅）としての配属であれば考課の対

象外である（後宮職員令17親王及子乳母条）。女官はポストが少ない上に官位相当制からも除外されたため、異動の機会はいまだったと思われる。その分、主と女官のむすびつきは強くなるかもしれないが、ここに、八世紀の王権の側からは問題が浮上するのである。たとえば、文武天皇の死後、皇位は、元明―元正―聖武―孝謙―淳仁―称徳―光仁―桓武と継承されたが、このうち、即位前に妃嬪以上であったのは皇太妃宮職を置かれた元明だけであり、皇太妃時代に仕えた女官（令制用語では「嬪以上女堅」）は、その間、考課の対象であった。また、聖武と孝謙はそれぞれ十年、十一年の皇太子在位期間を経ており、その間に仕えた女官（令制用語では「東宮宮人」）も考課対象であった（後宮職員令15縫司条）。一方で、氷高内親王時代の元正天皇に仕えた女官は、考課の対象外のまま、主の即位を迎えることになったのである。短期間の皇太子在位を経て即位した淳仁・光仁に二世王時代の女堅として配属された女性たちも同様である。つまり、主が皇位にのぼったとき、長年に涉って仕えた女官たちには、無位にとどまっていた女性が多く含まれていた可能性が高いのである。このように考課から除外された女堅が、主の身位の変化や配置替えなどによって考課対象となり、無位から五位に直叙されたことも十分に考えられる。とくに、天平十一年（七三九）は、無位女性五人が五位に直叙されたが、前年には阿倍内親王の立太子があり、皇太子阿倍を支えるために、その側近である女性が一気に五位の位階を得た可能性が否定できない。次節で検討するが、王権の意図を官人機構に徹底させる場としての儀式に参列するためには、五位以上の位階を帯びることが条件になってくると、天皇の側近女性を五位に叙す必要が生まれてくる。この意味で、五位直叙は王権の側の必要から実施されたといえるのである。女官は、男性と異なり、官位相当制の枠外におかれ、蔭位制も摘要されなかった。これが逆に、初叙にあたっては男官が受ける規制の対象外となり、直叙という仕組みをうむ誘因となったのである。⁽⁴⁹⁾

議論を【史料22】（『続日本紀』和銅元年七月乙巳条）に戻そう。正倉

院文書や『続日本紀』『万葉集』には、後宮十二司の職事とは確定できない内命婦がみえる。県犬養八重、石川邑婆（大伴坂上郎女の母）らである。県犬養八重は光明皇后に、石川邑婆は元正太上天皇に仕えた女性である。彼女ら後宮十二司の職事ポストを確認できない内命婦のなかには、太上天皇や三后、皇太子に仕えて五位以上に昇った女性が含まれている可能性が高い⁽⁵⁰⁾。和銅元年の時点では、太上天皇、三后、皇太子は不在であるため、無官の内命婦は少数だろう。その点からも、和銅元年七月乙巳の日の「召」は、議政官、男官五位以上職事官と同様に、現任の女性の「官」が対象となったと考えるほうが蓋然性が高い。傍線(a)(b)の男官が「召」を受け勅を聞き、(a)に授位、(b)に賜禄があったことから、女官（後宮十二司職事）も「召」があつたうえで賜禄に与ったと判断したい。

(四) 五位の内命婦と朝儀

ところが、八世紀も天平期に入ると、女性にとつて、後宮十二司の職事という地位よりも、「五位」以上であるかどうかにより重視されるようになっていくことが、『続日本紀』からうかがえる。

【史料23】『続日本紀』天平元年八月壬午条

壬午、^(a)喚入五位及諸長官于内裡。而知太政官事一品舍人親王宣勅曰、天皇大命（良麻止）親王等、又汝王臣等語賜（幣止）勅（久）、皇朕高御座（尔）坐初（由利）今年（尔）至（麻氏）六年（尔）成（奴）。此（乃）問（尔）天（都）位（尔）嗣坐（倍伎）次（止）為（氏）皇太子侍（豆）。由是其婆婆（止）在（須）藤原夫人（乎）皇后（止）定賜。加久定賜者、皇朕御身（毛）年月積（奴）、天下君坐而年緒長（久）皇后不坐事（母）、一（豆乃）善有（良努）行（尔）

在。又於天下政置而、独知（倍伎）物不有。必（母）斯理幣能政有（倍之）。此者事立（尔）不有。天（尔）日月在如、地（尔）山川在如、並坐而可有（止）言事者、汝等王臣等明見所知在。（中略）^(b)賜親王總三百疋、大納言二百疋、中納言一百疋、三位八十疋、四位卅疋、五位廿疋、六位五疋、内親王一百匹、内命婦三位六十疋、四位一十五疋、五位一十疋⁽¹⁾。

【史料23】は、天平元年（七二九）に藤原夫人（光明皇后）の立后を宣布した際の記録である（破線部）。内裏に五位と諸長官を喚し入れ（傍線(a)、舍人親王に立后の宣命をのらせたあと、親王以下六位までの男性と、内親王以下五位までの女性に緇を授けた（傍線(b)）。諸長官は、相当位階では、六位以上（防人正と家令の一部は七位官）である。つまり、冒頭の「五位以上及諸長官」とは六位以上の官人で構成される集団であり、記事末の男官六位以上への賜禄と対応する。

一方、女性は、内親王以下、五位以上に賜禄が行われた。この賜禄から、内親王以下、五位以上女性が内裏に喚し入れられ、立后宣命を聞いたと判断してよいだろう。六位以下の後宮諸司長官の召喚は不明である。この日の男女の召喚が均等ではなかった可能性は残るが、五位以上に関しては女性も喚されたとみてよいだろう。

【史料22】【史料23】の検討から、朝儀への参会にあたっては、女性の場合、男官以上に「五位」という位階が意味を帯びると推定される。【史料22】は、八世紀初頭の時点では、後宮十二司職事は六位以下であっても朝儀の空間に呼び集められ、天皇の意志を直接伝えられたことを示す。一方で【史料23】は、重要な朝儀への参加資格が、女性については五位以上（内命婦）とされていく可能性を示唆するからである。

五位という位階が、わが国の行政システムと官僚制度のなかで特別な意義を有することは、これまでさまざまに論じられてきた⁽⁵²⁾。とくに政務

運営との関係でいえば、五位以上の官人が六位以下を指揮して行うとするのが通説であり、官司の長官か次官かなどより、五位以上であることが重視されたのである。⁽⁵³⁾このように考えると、衣服令の内命婦規定の意義が明確になる。ポストが限られている女性にとって、無官（散事）であっても五位を帯びるということは、朝儀に列する資格を得るといふことなのである。

石母田正氏は、前近代国家における君主と臣下の関係について、①機構・制度を媒介とする結合、②人格的、身分的従属関係——という二重の形態をあげ、一方は他方に代位できないと指摘したうえで、位階を媒介とした王権に対する忠誠関係・人格的服従関係を重視した。⁽⁵⁴⁾この位階を媒介とした人格的関係を、国家意志達成の推進力にする一つの方法が、五位以上を召喚しての天皇の意志通達、及び国家意志形成のための空間である朝儀だったのだと考えたい。

『続日本紀』には、女官が無位から一気に五位を与えられる直叙がしばしばみられ、それは天皇の恣意であると考えられてきた。しかし政治史の観点からは、近侍する中心的な女官に朝儀に行立し得る資格を与える王権側の動機として直叙を位置づけることが可能である。⁽⁵⁵⁾

③ 『日本書紀』の女性リーダー

——政治空間における女性の存在をどこまで遡れるか

(一) 『日本書紀』の男女の書き分けについて

『魏志倭人伝』に「其会同坐起父子男女無別」とあり、三世紀の倭では年齢・男女の別なく会集したことが知られる。では、卑弥呼以後持統天皇までの四百年余はどうだったのか。

『日本書紀』には、群臣による大王への即位要請や、殯、宴などが記載されている。朱鳥元年（六八六）に死去した天武天皇の殯宮は飛鳥浄

御原宮の南庭に築かれ（『日本書紀』朱鳥元年九月戊申条）、「壬生事」「諸王事」「宮内事」「左右大舍人事」「左右兵衛事」という天武・王族の身辺に深く関わる諸職務の誅とは独立して、采女朝臣笠羅が「内命婦事」を誅し、「膳職事」の誅が続いた（『日本書紀』朱鳥元年九月甲子条）。殯には、官人たちのほか、僧とともに尼（『日本書紀』朱鳥元年九月甲子条ほか）、膳部とともに采女が参会した（『日本書紀』持統元年正月丙寅朔条）。令制の内命婦に匹敵する有力豪族女性から采女に至るまで、女性が参集していたとみるべきである。古代では、前大王の殯期間は王位継承をめぐる争いがしばしば起き、⁽⁵⁶⁾殯儀礼自体が、諸氏族と大王の結びつきを明らかにする政治の場であった。また、仁徳天皇四十年是歳条には、新嘗会への「内外命婦」の参会が記されている。新嘗も、令制下のものと同一ではないが、氏の人々が会するマツリゴトの場である。『日本書紀』の数少ない事例をみても、朝廷儀礼への女性の参会を否定することはできない。

かつては、『日本書紀』に人名が書かれている場合、「ヒメ」「メ」を付され女性であることを明記されている人物をのぞいては、性別を精査することなく、男性だと認識されていた。しかし、最近のジェンダー研究の進展によって、列島各地で人々をひきいた女性リーダーが抽出され、「性別不明の人物は男性」とするこれまでの判断は見直しを迫られている。⁽⁵⁷⁾今日では、名前にジェンダー記号が付されるのは、七世紀末の造籍からであることが理解されている。⁽⁵⁸⁾兵士差発・課役の基本台帳である戸籍は、男女の書き分けが必須だったからである。にもかかわらず、七世紀末～八世紀の木簡では、天武皇女である大伯皇女の家政機関を「大伯皇子宮」（飛鳥池遺跡）とし、二世王である山形女王を「山形王子」（長屋王邸跡）と記したものが出土している。つまり、古代史料の読解においては、名だけでは男女別は不明とせざるを得ない局面が多いのである。『日本書紀』の記事中にも、男女の性別を厳格に区別しない記述

が認められるのは、右のような事情による。その一例をみておきたい。

【史料24】『日本書紀』皇極三年十一月条

冬十一月、蘇我大臣蝦夷・児入鹿臣、双起家於甘櫛岡。呼大
臣家、曰上宮門。入鹿家、曰谷宮門。谷、此云波佐麻。呼
男女曰王子。家外作城柵、門傍作兵庫。每門、置盛
水舟一、木鉤數十、以備火災。恆使力人持兵守家。大臣
使長直於大丹穗山、造梓削寺。更起家於畝傍山東。穿池
為城。起庫儲箭。恆將五十兵士、繞身出入。名健人曰
東方僮從者。氏々人等、入侍其門。名曰祖子孺者。漢直等、
全侍二門。

【史料24】は、乙巳の変（六四五年）前年に置かれた『日本書紀』記
事であり、蘇我蝦夷・入鹿父子が犯したという王権への侵害行為を列挙
した内容である。このなかで、蝦夷たちがその男女を「王子（ミコ）」
と呼んだとしているのは、注目に値する（傍線部）。男子であっても女
子であっても「王子」であり、ジェンダーが存在しないからである。こ
の表記はまさに、七〜八世紀にかけての木簡にみえる「大迫皇子宮」「山
形王子」という記載に通じるものであり、「皇子」「王子」と書いたとき
に、それは必ずしも男子だけを意味しないという古代社会の認識を裏打
ちするものである。これは、王族男女の称号区分に象徴される『日本書
紀』のジェンダー・ルールのほころびといえるだろう。この記載からは、
『日本書紀』の他の箇所「皇子」たちという語がみえる場合には、そ
こに女性が含まれる可能性が示唆されるのである。

（二）『日本書紀』の「集侍」する伴造・国造について

『日本書紀』大化二年（六四六）三月甲子条に、東国国司への詔が掲

載されており、そのなかに「詔東国々司等曰、集侍群卿大夫及臣連
国造伴造、并諸百姓等、咸可聴之。」とある。傍線部分の人々が、朝
庭に「集侍」し詔を聞いたのであるが、そのなかの「百姓」は、上京中
の人々であり、そこにまで詔が宣布されたという。³⁹『続日本紀』には、
元明天皇の即位にあたって、大嘗祭に供奉するために入京した遠江・但
馬の男女一千八百五十四人に叙位賜祿したという記事がある（『続日本
紀』和銅元年（七〇八）十一月乙酉条）。大嘗祭の悠紀・主基をつとめ
た国郡の男女が大挙して入京し授位賜祿に与ったという記録から考え
ると、東国国司への詔を聞いた百姓に女性が含まれていたとみて大過は
ないだろう。では、詔宣布の当日、百姓のほかに、女性は「集侍」し
たのだろうか。「群卿大夫及臣連国造伴造」に女性は含まれるのだろうか。
現在のところ、群卿大夫について検討する史料は寡聞にして知ることは
できないが、伴造と国造については検討すべき記述が記紀にみえるので、
考えてみたい。

① 伴造の祖

▼鏡作

【史料25】『日本書紀』神代上第七段一書第三（抜粋）

至於日神、閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産靈兒天
兒屋命、而使祈焉。於是、天兒屋命、掘天香山之眞坂木、而
上枝縣以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作
遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟国忌部遠
祖天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖太玉命執取、而広厚称辞祈
啓一矣。

【史料26】『日本書紀』神代下第九段一書第一（抜粋）

故天照大神、乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡・草
薙劍、三種宝物。又以中臣上祖天兒屋命・忌部上祖太玉命・猿

女上祖天鈿女命・鏡作上祖石凝姥命・玉作上祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉。

【史料25】は天岩屋戸神話、【史料26】は天孫降臨神話である。そのなかに、鏡作部、中臣、玉作、粟国忌部、忌部首、猿女氏らの「遠祖」「上祖」が記される。天鈿女命は『日本書紀』神代上第七段本文では「猿女君遠祖」と記されている。

【史料25】【史料26】の石凝戸邊・石凝姥（いずれも傍線部）は、鏡作氏の祖として、『齋部氏家牒』（十三世紀初頭までに成立）で系譜が詳述されている。⁶⁰『古事記』神代記では「伊斯許理度完命者（作鏡連等之祖）」とされる。「石凝」「伊斯許理」（イシコリ）が語幹だが、個別人名ではなく、石を切る、の意で、そこに敬称である「戸邊」「姥」「度売」（トベ・トメ）が付された。女性の冶工を意味する言葉であり、この呼び名は、鏡製作を行う女性を擁した鍛冶集団の存在を示すという。⁶¹鏡作氏は、鏡作部を率い、鏡の製作を管掌した伴造氏族であり、天武十二年（六八三）に連を賜姓された十四氏の一つである（『日本書紀』天武十二年十月己未条）。石凝姥は、のちに鏡作氏となる伴造氏族の上祖として記紀に記録された。つまり、伴造氏族である鏡作氏は、自身の上祖に女性人格を置いていたのである。これは、伴部を率いるリーダーたちのなかに、女性が存在していたことを想定させる一例である。

▼衣縫

【史料27】『日本書紀』応神十四年二月条

十四年春二月、百濟王貢縫衣工女。曰「真毛津」。是今来目衣縫之始祖也。

応神紀には、秦氏の祖・弓月君、阿直伎史の祖・阿直伎、書首らの始

祖・王仁、倭漢直の祖・阿知使主などの渡来記事が目立つ。この時期に、百済から衣縫工女も渡来、定住し来目衣縫の始祖となったという伝承を残した。⁶²さらに、応神紀・雄略紀には、機織・縫製技術をもつ女性の大陸からの渡来伝承がみえるが、それが女性工人の渡来にかかわる単独の伝承ではなく、『新撰姓氏録』にも登載された氏族の祖の奉事との関わりで組み立てられているのは、重視すべき特徴である。

【史料28】『日本書紀』応神三十七年二月戊午朔条

三十七年春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於呉、令求縫工女。爰阿知使主等、渡高麗国、欲達于呉。則至高麗、更不知道路。乞知道路者於高麗。高麗王乃副久礼波・久礼志二人、為導者。由是、得通呉。呉王、於是、與工女兄媛・弟媛、呉織、穴織、四婦女。

【史料29】『日本書紀』応神四十一年二月是月条

是月、阿知使主等、自呉至筑紫。時胸形大神、有乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫国、御使君之祖也。既而率其三婦女、以至津国、及于武庫、而天皇崩之。不。及。即献于大鷦鷯尊。是女人等之後、今呉衣縫・蚊屋衣縫是也。

【史料28】は、応神紀に渡来伝承を記された阿知使主らが、縫工女を

もとめて朝鮮半島を経て中国江南の呉に到り、呉王から縫製と機織の技術をもつ四人の工女を与えられて帰国したという記事である。【史料29】は、応神三十七年の記事と関連づけられた氏族伝承である。応神の求めに応じ来朝した四人の工女のうち、兄媛は胸形大神に仕え「御使君之祖」となり、他の三人は大鷦鷯尊に献じられ、その後裔が「今呉衣縫・蚊屋衣縫」となったという。つまり、特別な技能を有して渡来した人物が、「御使君」「今呉衣縫・蚊屋衣縫」の祖として記される。このような、渡来↓氏・部の祖というあり方は、王仁を祖とする書首にみられるよう

に、渡来系氏族伝承の一つのパターンである。

【史料30】『日本書紀』雄略十四年正月戊寅条

十四年春正月丙寅朔戊寅、身狭村主青等、共_二吳国使_一、將_二吳所獻手末才伎、漢織・吳織及衣縫兄媛・弟媛等_一、泊_二於住吉津_一。

【史料31】『日本書紀』雄略十四年三月条

三月、命_二臣連_一迎_二吳使_一。即安_二置吳人於檜隈野_一。因名_二吳原_一。以_二衣縫兄媛_一、奉_二大三輪神_一。以_二弟媛_一為_二漢衣縫部_一也。漢織・吳織衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也。

【史料30】【史料31】は、呉への遣使・身狭村主青等が、吳国使とともに、呉が献じた手末才伎、漢織・吳織と衣縫兄媛・弟媛等を連れて帰還したという伝承である。応神紀の阿知使主は、「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率_二己之党類十七県_一、而来帰焉。」(『日本書紀』「_二應神二十年九月条_一」)という伝承を記され、倭漢氏によって漢の出自を標榜された。一方、身狭村主青は、雄略紀の史戸設置伝承のなかに「史部身狭村主青」(『日本書紀』雄略二年十月是月条)とあるのが『日本書紀』初見で、渡来については触れられていない。『新撰姓氏録』左京諸蕃下牟佐村主条では「牟佐村主。出自_二吳孫権男高_一也。」とされており、阿知使主とは出自が異なる。しかし、坂上系図所引『新撰姓氏録』逸文では、仁徳朝に阿知使主の奏言によって朝鮮半島諸国から呼び寄せられた村主三十氏のなかに牟佐村主が含まれている。呉からの工女渡来記事が応神紀・雄略紀で酷似している理由として、阿知使主を祖とする倭漢氏が身狭村主の伝承を自らの祖先伝承に組み入れた可能性も指摘されている⁽⁶⁴⁾。とはいえ、工女の後裔たちの部名は細部で異同があり、『日本書紀』に採録された原史料の違いが反映しているのではないかと思われる。少なくとも

も、専門的な職掌で王権に奉仕した渡来系女性を祖にいたたく伝承が、複数の氏族や部で伝えられていたことは確かである。

六世紀後半築造とされる栃木県甲塚古墳から、二種類の織機形埴輪が出土しているが、一つは弥生時代以来の原始機で、もう一つは当時は希少な技術であった地機だ⁽⁶⁵⁾。だとすれば、技術革新にともない、新しい技術を撰取するために一度ならず工女の渡来を求めたこともあり得るだろう。

応神紀、雄略紀に掲載された渡来系の工女らは、氏や部の祖として伝えられたが、一方で、織部を与えられた豪族女性の伝承は、技能によって王権に奉仕した人々とは異なる女性像を示している。

▼織部を賜う

【史料32】『日本書紀』応神二十二年九月庚寅条

庚寅、亦移_二居於葉田(葉田、此云_二簸娜_一)_一葦守宮_一。時御友別參赴之。則以_二其兄弟子孫_一為_二膳夫_一而奉_レ饗焉。天皇、於是、看_二御友別謹慎侍奉之状_一、而有_二悦情_一。因以割_二吉備国_一、封_二其子等_一也。則分_二川島県_一、封_二長子稻速別_一。是下道臣之始祖也。次以_二上道県_一、封_二中子仲彦_一。是上道臣・香屋臣之始祖也。次以_二三野県_一、封_二弟彦_一。是三野臣之始祖也。復以_二波区芸県_一、封_二御友別弟鴨別_一。是笠臣之始祖也。即以_二苑県_一、封_二兄浦凝別_一。是苑臣之始祖也。即以_二織部_一、賜_二兄媛_一。是以、其子孫、於今在_二于吉備国_一。是其縁也。

右は、よく知られる吉備臣の祖先伝承である。吉備国の五県に御友別の兄弟と子を封じ、兄媛に「織部」を賜う(傍線部)というもので、吉備氏がその地方を支配する正当性を王権との関係で記している。記事の成り立ちをみると、御友別の兄弟子孫等は県名+封+人名であり、兄媛

は部名+賜+人名となっている。このような、個別の人名に対して部を賜うとは、何を意味するのか。

【史料33】景行五十三年十月条

冬十月、至^三上総国^一、從^三海路^一渡^三淡水門^一。(中略)於是、膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以^レ蒲為^三手繩^一、白蛤為^レ膾而進之。故美^三六鴈臣之功^一、而賜^三膳大伴部^一。

右の景行紀は、景行天皇が、膳臣の遠祖・磐鹿六鴈に対し、白蛤を膾にして献上したことへの褒賞として膳大伴部を「賜」わったとする。これは、膳臣が伴造氏族として膳部を管掌する由来を述べる文章である。『日本書紀』において氏族の祖先伝承に部民の賜与がある場合、子孫らがその部を管掌する由来と、そこから生じる正当性を主張したものと判断してよいだろう。とすれば、兄媛に織部を「賜」ったとは、織部を管掌する職掌を兄媛に与えたと考えることが可能である。織部は、いうまでもなく織成を職務とする技能をもって王権に奉仕した集団であり、令制下にもその名を残した。兄媛と織部の間に応神が介在する【史料32】の記述からは、兄媛に対する織部の隷属にとどまらず、そのもとでの王権への奉仕が求められたと観念されるのである。この伝承には、織部を与えられ、それを管掌することで王権に仕奉することを求められた女性が描かれている。それはまさに、伴造の役割を担った女性像である。

② 国造の祖

古代史料に記された人びとの性別判定が困難であることを踏まえると、国造やその祖と伝えられる人物の性別も、じつのところ自明ではない。そのなかで、女性であることが明示される例が存在するので、検討しておきたい。

【史料34】『日本書紀』神武即位前紀甲寅年其年十月辛酉条

其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥^三諸皇子舟師^一東征。(中略)行至^三筑紫国菟狭^一。〈菟狭者地名也。此云^三宇佐^一。〉時有^三菟狭国造祖^一。号曰^三菟狭津彦・菟狭津媛^一。乃於^三菟狭川上^一、造^三一柱騰宮^一而奉^レ饗焉。〈一柱騰宮、此云^三阿斯毗若徒鞅餓離能宮^一。〉是時、勅以^三菟狭津媛^一、賜^三妻之於侍臣天種子命^一。天種子命、是中臣氏之遠祖也。

【史料35】『古事記』神武段

神倭伊波礼毗古命(中略)即自^三日向^一發、幸^三行筑紫^一。故、到^三豊国宇沙^一之時、其土人、名宇沙都比古・宇沙都比壳(此十字以^レ音)二人、作^三一騰宮^一而、獻^三大御饗^一。(後略)

【史料34】は、神武東征伝承の挿話である。神武が菟狭(宇佐)に到ったときに、菟狭国造の祖である菟狭津彦と菟狭津媛が饗を奉じたというものである。名の基幹部分「菟狭」は地名であり、それに「彦」(ヒコ)と「媛」(ヒメ)という男女それぞれに対する敬称が付される。「津」は格助詞「ツ」である。菟狭津彦は、菟狭という地域の男性首長、菟狭津媛は、女性首長を意味する。菟狭津媛が、中臣氏の遠祖とされる「天種子命」の妻となったという伝承であるが、男性側からすると、中臣氏が、菟狭国造祖と伝えられる女性人格を祖にいたっているということである。「天種子」と「菟狭」の関係は、次のように中臣氏の系譜に反映されている。

【尊卑分脈】中臣氏の項は、

天兒屋根命——天押雲命——天多祢伎祢命——宇佐津臣命——大御食津臣命——伊賀津臣命——梨迹臣命……………祭官御食子……………と系譜を記している(抜粋。四篇八一―八二頁。「……………」は略の意。以下同)。

また、藤原氏系図は、

天兒屋根命——天押雲命——天多祢伎命——宇佐津臣命——御食津臣命
——伊賀津臣命——梨迹臣命……御食子卿……
としている（抜粹。一篇二二～二八頁）。

右の系譜中、「天多祢伎命」「天多祢伎命」と記されているのが「天種子命」である（波線部）。「天多祢伎命」「天多祢伎命」のつぎに「宇佐津臣命」とあり、これを天種子と菟狭津媛の所生子とみる説もある⁶⁶が、古代系譜のあり方からすると、記載の前後関係を直系血統と断定することはできない。ここでは、中臣氏の祖先伝承のなかに宇佐の地名を冠した首長があり、持統五年に十八氏に墓記提出が命じられたとき⁶⁷、藤原氏が上進したものに中臣祖先伝承が記され、『日本書紀』に反映されたとみておきたい。なお、溝口睦子氏によると、系譜中の伊賀津臣、梨迹臣は、他史料では「イカツミ」「ナシトミ」と読まれたことが確認でき、「ミ」は、大和朝廷成立以前の地域首長の王号の一種であり⁶⁸、中臣氏系図は、表記を新しく「臣」で統一したものだ⁶⁹という。とすると、宇佐津臣も「ウサツミ」と読む方が自然だろう。つまり、藤原（中臣）氏の祖先伝承には「ミ」の尊称を付された首長たちがおり、そのなかに宇佐の首長らしい人物がいた。中臣氏は、天種子の配偶関係を通して宇佐国造と繋がるが、その国造は自身の祖に女性を戴いたのである。そこには、国造の「祖」であることが矛盾しない認識があったことを確認しておきたい。『古事記』（史料35）にも宇沙都比古・宇沙都比売の御饗献上伝承は記されており、宇沙都彦と宇沙都媛を宇沙の「土人」（クニヒト）としていることから、この地域の在地首長を表していることがわかる。なお、神武記では天種子は不載で、したがって宇沙都比売との婚姻も記されていない。

国造と女性については、次の史料も看過すべきではないだろう。

【史料36】『日本書紀』崇神元年二月丙寅条

二月辛亥朔丙寅、立^三御間城姫^一為^二皇后^一。（中略）又妃紀伊国荒河戸畔女遠津年魚眼眼妙媛、（一云、大海宿禰女八坂振天某辺。）生^三豊城入彦命・豊鍬入姫命^一。（後略）

【史料37】『古事記』崇神段（抜粹）

此天皇、娶^三木国造、名荒河刀弁之女（刀弁二字以^レ音）遠津年魚目、
微比売^一、生御子、豊木入日子命。

【史料36】は、崇神紀の帝紀部分の抜粹で、キサキの一人が「紀伊国荒河戸畔女遠津年魚眼眼妙媛」と記されている。『古事記』では「木国造、名荒河刀弁之女（刀弁二字以^レ音）遠津年魚目、微比売」（史料37）と記される。「荒河戸畔」＝「荒河刀弁」であり、荒河は地名、戸畔（刀弁）は敬称である。その女が崇神と婚姻したという。「荒河戸畔（刀弁）」が紀伊地方の豪族であること、国造であったという伝承を有したことが確認できる。

ところで、戸畔（刀弁）＝「トベ」をめぐるのは、従来、女性への敬称であると考えられてきたが、一方で男性とみる異説が存在する。

『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年六月丁巳条に、神武に誅される「名草戸畔」という豪族がみえる。その「戸畔」について、日本古典文学大系『日本書紀』は、「トベのトは戸、ベはメの音転。女。戸女の意。戸口にいる女。一家の老主婦の意であろう。トジが戸主の約転であるのと似た意味の語」とした（『日本書紀』上、一九四頁、頭注二。一九六七年刊行）。ところが、一九九四年発行の日本古典文学全集『日本書紀』①は、「戸畔」は戸の辺りにいる者。家の戸、大きくは一地域の出入口の監督者のことで、男女ともいう。いわゆる「彦姫制」時代の地方首領、地名＋トベ（トメ）と称したもの。トメは必ずしも「戸女」を意味しない。この名草トベも性別不詳で、双方の総称とみるべきであ

る」とした(『日本書紀』①、二〇一頁、頭注二一)。

これに対して溝口睦子氏は、「トメ」「トベ」は同一類型の名称で、音転によってトメ・トベの両型ができたとし、①トベ(トメ)の類型の神・人名の圧倒的多数は、表記や叙述内容から女性であることが確実であること、②この類型の神・人名中に、男性であることが確実な例はないこと、③メ(甲類)は、女性を示す日本語の基礎的語彙の一つであり、女性名の語尾に広範囲に用いられる語であること、④メ(甲類)の語尾をもつ男性名は一例も見いだせないこと——などを示して、トベ(トメ)を女性名称とみるべきだとした。溝口氏によると、地名に付されたトベ(トメ)は、王権に服属する以前の女性首長の敬称だといふ。⁽²⁰⁾ 溝口氏の指摘を踏まえ、崇神紀の荒河戸畔は女性であるとみておきたい。以上の判断のうえに立てば、崇神記の荒河刀弁も女性であり、女性が「木国造」として伝えられたことになる。

『続日本紀』には二十一の国造任命記事があり、五人が女性である。⁽²¹⁾ 采女として出身した尾張宿禰小倉(天平十九年三月戊寅条)、壬生禰祿少家主、美濃真玉虫、上野佐位朝臣老刀自(神護景雲二年六月戊寅条)、因幡国造浄成女(宝亀二年十二月丙寅条)である。令制下の国造は、神祇令19諸国条と選叙令13郡司条に規定がある。相当位階はないものの、律令祭祀はいうまでもなく、地方行政における何らかの役割を期待されていた存在だったといえるだろう。とすれば、二官八省の職事官からは女性には完全に排除されたことと異なり、国造には任命され得たということの意味は深く問われるべきである。八世紀に女性への国造任命が実現した背景には、令制以前の女性国造の存在と記憶(氏の祖先伝承)があったのではないだろうか。

『続日本紀』は、持統天皇から譲りを受けた文武天皇の即位から書き起こされ、宣命第一詔へと続く(文武元年八月甲辰条)。この宣命は「詔曰。現御神(止)大八嶋国所知天皇大命(良麻止)詔大命(乎)、集侍

皇子等王等百官人等、天下公民、諸聞食(止)詔。」とし、「集侍」した皇子、王、百官人と天下公民を対象として宣布された。皇子、王、百官人に女性が含まれることは、第二章の検討をふまえ、確認できるだろう。一方、『日本書紀』では、朝廷に結集する人々が「臣連伴造国造」と呼ばれる。これまで、そのなかに女性がいたのか否かについては、考察されることはなかった。「臣連伴造国造」というように序列をとまないう整然と会集した場が成立していたのかについては私見では懐疑的であるが、部を率いる女性リーダーの存在が想定できることに加え、令制前の女性国造の記憶が八世紀の朝廷に残存していたらしいことから考えると、「伴造国造」が会集したなかに女性がいたと考える方が蓋然性が高いと思われる。その実態は、集団を率いて大王に仕奉った豪族女性たちである。

おわりに

三章にわたり、古代の政治空間への女性の会集・参画を朝儀に絞って考察してきた。

第一章では、朝儀会集に関する養老令のジェンダー構造を、衣服令、公式令、後宮職員令、神祇令の各規定から分析した。整理すると以下のようになる。

(i) わが国の衣服令は、全社会的な規制として構想された唐令とは異なり、文武官と内外命婦以下の女性という朝儀を構成する人々の衣服制度を規定したものであった。男女ともに天皇へ仕奉すべきであり、朝儀への参会が仕奉の一形態だという觀念が、朝儀の構成員にも反映され、衣服制度のなかに貫徹されていたのである。

(ii) 儀式を挙行するにあたって不可欠の行立次第についても、品位順の行立と、王臣の分列が男女双方に規定されていた。このため、臣家女性で諸王以上の妻となった外命婦は、「夫位次」に従えば皇親の列に立

つことになり、公式令で禁じた王臣の雑列を招くことから、外命婦の資格での朝参は不可とされた。養老令は、このように会集・行立規定の整合性に留意し、破綻の回避を図っていた。逆にいえば、破綻なく儀式が執り行われることを重視した結果が、公式令・後宮職員令の条文に反映されているのである。

第二章では、『続日本紀』にみえる朝儀への女性の参会を、国家意志形成との関わりで分析した。

(i) 『続日本紀』には、即位儀、大嘗、新嘗、元日などの朝儀が記録されている。これらは礼服を着用すべき行事であり、『続日本紀』記事自体に女性の参会が記されていなくとも、衣服令からみて女性が列立していたことは間違いない。叙位儀についても、大極殿における成選叙位儀の記録（慶雲四年〔七〇七〕二月甲午条）と、因幡国法美郡の伊福吉部徳足墓誌の銘文から、六位以下も含めた男女の列立を改めて確認した。

(ii) 朝儀への女性の参会は、即位儀や叙位儀にとどまらなかった。天平宝字四年（七六〇）正月四日に内裏内安殿で行われた藤原仲麻呂の大師（太政大臣）任官儀は、前後の授位及び褒賞と一連のものであった。それは、仲麻呂に異例の権限を与え政権の中枢に据えるという王権の構想を、諸司を領導する官人たちに周知する目的をもつて実施されたのである。女性たちも一連の儀式に行立し、孝謙の意志を直に聞き、太政大臣任官の現場に立ち会った。それは、天皇の意志を官人に徹底し国家意志を形成していく過程に女性が組み込まれていたことを示すのである。

(iii) 国家意志定立過程への女官の関与については、これまでは「宣伝」を担う内侍司の職掌と関連づけて研究され成果をあげてきた。ところが、視点を広く国家意志達成のための推進力をいかに強めるのかという点に転じると、官人の意識を動員し国家意志を形成していく過程に、内侍司以外の女官も位置づけなければならなかったことが、『続日本紀』和銅元年（七〇八）七月乙巳条の分析から明らかとなった。後宮十二司

職事は、八世紀初頭の段階で「官」と認識されており、七月乙巳の朝儀にも召されたが、その範囲は五位以上の職事官が集められた男官と異なり、後宮十二司の職事全員だったと推定できた。それは、五位以上（の准位）の女官に限ると、尚侍不在時の奏請宣伝を職掌とする典侍（准位従六位下）が該当しないこと、天皇の日常的な政務と生活に仕奉した他の後宮十二司職事への周知を抜きにして、天皇の意志の徹底は図れなかったであろうことに起因する措置であった。

(iv) 国家が、五位以上官人による六位以下の領導という理念を有していたことは、朝儀への女性の会集にも影響を及ぼしたと思われる。

天平元年（七二九）の光明立后宣布にあたっては、親王以下五位以上の男官及び六位の諸長官と、内親王以下五位以上の女性が内裏に召され、立后宣命を聞くとともに禄を与えられた。准位六位以下の後宮諸司長官については不明だが、五位以上に関しては女性も呼ばれたのである。女性の朝参には、男官以上に「五位」という位階が意味を帯びたと考えられる。石母田正氏が重視した、前近代国家における位階を媒介とした王権に対する忠誠関係・人格的服従関係を国家意志達成の推進力にする一つの方法が、五位以上を召喚しての天皇の意志伝達、及び国家意志形成の一過程である朝儀だったのだと考えたい。

女性の五位昇叙をめぐることは、『続日本紀』に無位からの直叙が多数みられるため、それは天皇の恣意であり、女性ゆえの特殊性だと考えられてきた。しかし、これまで考察してきたように、ポストが限られている女性にとって五位を帯びるということは、律令位階制のもとで官人率先する立場を得るとともに、朝儀に列する資格を得ることなのである。散事（無官）の内命婦は、おおむね太上天皇や三后、皇太子に近侍した女官のトップクラスとみられる。天皇の意志を国家意志に形成していく過程が、天皇を頂点に戴く国家体制にとってきわめて重要であることに目を向けると、朝儀に行立し得る資格を彼女たちに与える王権

側の動機として、散事の内命婦の存在を考えるべきなのである。

第三章では、律令制下の八世紀における政治空間への女性の参画が、『日本書紀』に描かれた時代に遡り得ることを、会集の場で用いられる「群卿大夫及臣連国造伴造」のうち伴造と国造の性別を考察することによって確認した。

(i) 『日本書紀』大化二年三月甲子条の東国国司への詔を聞いた「群卿大夫及臣連国造伴造」「諸百姓等」のうち、百姓には女性が含まれていたことは、『続日本紀』の大嘗祭記事における悠紀・主基国郡男女の入京と授位・賜祿から推定できる。

(ii) 『日本書紀』『古事記』に、鏡作部を率い、鏡の製作を管掌した鏡作氏の上祖として「石凝戸邊」「石凝姥」が記録されており、伴部を率いるリーダーたちのなかに女性が存在していたことをうかがわせる。

また、来目衣縫の始祖・衣縫工女(百濟から渡来)、胸形大神に仕え「御使君之祖」となった兄媛(呉)、後裔が「今呉衣縫・蚊屋衣縫」となった工女(呉)など、渡来系女性を祖にする人々の伝承が、複数の氏族で奉事との関わりで伝えられている。七世紀から八世紀にかけて、その専門的な職掌によって王権へ仕奉した人々が、自身の由来を主張する文言のなかに女性を祖として据えていたことは、部を率いる女性の存在の普遍性を示すという点で重視すべきである。

さらに、応神紀の吉備臣の祖先伝承のうち、兄媛に「織部」を賜うという記事の成り立ちは、大伴部を与えられて天皇の膳部の統括者の地位を占めた膳臣の遠祖・磐鹿六鷹の伝承と同類型である。兄媛は、織部を与えられ、それを管掌することによって王権に仕えた、いわば伴造といふべき役割を担った女性として読み解かれるべきだろう。

(iii) 『日本書紀』神武東征伝承に、菟狭国造の祖として菟狭津彦とともに菟狭津媛が記載され、中臣氏の遠祖「天種子命」との婚姻関係が記された。中臣氏が、祖先伝承に菟狭国造の祖を置いていたわけである

が、そこからうかがえるのは、国造の「祖」が女性であることに違和感をもたない認識である。『古事記』には、荒河刀弁という「木国造」がみえ、『日本書紀』では、崇神天皇のキサキの系譜に「紀伊国荒河戸畔女遠津年魚眼眼妙媛」という表記が残されている。荒河戸畔の敬称である「トベ」は、溝口陸子氏によれば「トメ」と同一類型の名称で、音転によってトメ・トベの両型ができたもので、王権に服属する以前の女性首長の敬称だという。木国造と伝えられた女性に対し、古い時代の女性リーダーに冠せられたトベの敬称を付して記載したのである。八世紀の律令制下では、『続日本紀』に五人の女性国造任命記事がみえる。二官八省の職事官に女性が任じられることはなかったことを想起すれば、国造に任命されたという記録は軽視できない。その背景には、令制以前の女性国造の存在と記憶があったと推定した。

第一章で確認した、養老令の男女朝参規定と、第二章で指摘した、叙位儀や任大臣儀も含めた政治空間への女性の参画は、律令制下に至ってから制度化されたとは到底考えられない。『日本書紀』が描いた時代に遡り得ると判断するほうが、蓋然性が高いのである。

本稿では、国家意志の決定・執行及び、国家意志が形成される「場」を政治空間と定義し、「国家意志形成の場」に女性が存在したことを法の構成や文献史料から明らかにした。本稿が対象としたのは八世紀とそれ以前だが、国家はその進むべき方向をめぐって幾度となく岐路に立ち、合意形成や王権の意思の周知徹底を重ねた。律令官制上の女性のポストと定員は男官に比して極めて少ないが、国家意志の形成というときに少人数にもかかわらず女性を含めなければならなかったのは、女官の職掌が、天皇に直結し行政システムの一部を担ってその政務に仕奉することにも、日常生活の展開に不可欠のものだったからである。行政システムにおける国家意志定立・執行への関与という点では、内侍司と蔵司の職掌が重い、両司だけではなく、朝廷を構成する官人たちを含めて国家

意志を形成していく必要に迫られたとき、女性を除外することは、天皇を頂点にいたたく律令国家の構造のなかではできなかつただろうことが推測されるのである。国家意思決定過程への女性の参画とジェンダーという点では、律令官僚機構の原則である四等官制や官位相当制からの除外の問題など、論じ残したテーマは多い。今後の課題とすることを御寛恕願いつつ、本稿を閉じたいと思う。(了)

註

- (1) 仁藤敦史「律令国家の王権と儀礼」佐藤信編『律令国家と天平文化』吉川弘文館、二〇〇二年、一一〇頁。
- (2) 武田佐知子「古代日本の衣服と交通」(思文閣出版、二〇一四年)は、朝廷と国郡庁院を結ぶ行路を礼が機能する空間として分析した。
- (3) 本稿では、政治学概念の助けを借りて、もともと広い意味での政治を国家の統治活動全体とし、そこに通常は「政治」と「行政」が含まれていると考える。狭い意味での「政治」は国家意思(意志)の決定であり、「行政」は国家意思の具体的な遂行である(矢部貞治『政治学』新版、勁草書房、一九八一年、一七〇―一八頁)。
- (4) 石母田正「日本の古代国家」岩波書店、一九七一年。
- (5) なお、仁藤敦史氏は「倭国における政治空間の成立―都市と王権儀礼―」(『唐代史研究』二〇、二〇一七年)で、喪葬儀礼、即位儀礼、蝦夷服属儀礼、国内豪族の服属儀礼、外交儀礼の場の変化が王権構造の変化と政治都市の成立に対応していることを論じた。
- (6) 橋本義則「後宮の成立―皇后の変貌と後宮の再編―」『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、二〇一一年、二九八―二九九頁。初出一九九五年。
- (7) 藤森健太郎「古代天皇の即位儀礼」吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (8) 橋本義則前掲註(6)論文。
- (9) 橋本義則前掲註(6)論文、三一九頁。
- (10) 岡村幸子「女叙位に関する基礎的考察」『日本歴史』五四一、一九九三年。
- (11) 装束の詳細は、増田美子「奈良・平安初期の衣服―唐風化と衣服制度の確立―」(増田美子編『日本衣服史』吉川弘文館、二〇一〇年、八〇―九三頁)を参照した。
- (12) 礼服用規定がある大祀、大嘗、元日への内外命婦の参会は、たとえば、『続日本紀』天平元年正月壬辰朔条(宴群臣及内外命婦於中宮。賜緇有差)や、『続日本紀』天平元年十一月丙戌条などで確認できる。『続日本紀』天平元年の記事は、中宮で開かれた元日の宴への群臣と内外命婦の参会記事である。天平八年記事中に収録された、葛城王と佐為王による亡母皇犬養橘宿禰三千代の姓継承を願う上表文は、元明天皇の即位大嘗の宴に三千代が臨席し賜姓されたことを記す。
- (13) 本条は古記の註釈が確認できないため、大宝令の復元はできないが、官人序列の重要性と持統紀の記載から、大宝令に同条文があったことはもとより、内容についても飛鳥浄御原令にまで遡り得るといふ(黛弘道「律令官人の序列―「公式令」朝参行立条の成立―」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年、五六九―五七一頁。初出一九六二年。岸俊男「朝堂の初歩的考察」『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、二五五―二五六頁。初出一九七五年)。
- (14) 伊集院葉子、義江明子、ジョン・R・ピジョー「日本令にみるジェンダー(3) 後宮職員令(下)」『専修史学』五七、二〇一四年、一七―二〇頁。後宮職員令集解16朝参行立次第条各説。
- (15) 伊集院葉子「臣のヲトメ―記紀・万葉の「宮人」たち―」『日本古代女官の研究』吉川弘文館、二〇一六年、三三―五〇頁。
- (16) 大隅清陽「律令官人制と君臣関係―律令官制と礼秩序の研究―」吉川弘文館、二〇一一年、一三三―一三八頁。初出一九六六年。
- (17) 磯貝正義「氏女制度の研究」『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年、初出一九六〇年。磯貝氏の分析は、阿部武彦「天武朝の族姓改革について」(『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、一九八四年、初出一九五九年)を踏まえている。伊集院葉子「令制女官考課についての一試案」前掲註(15)書所収、一五六頁。
- (18) 伊集院葉子「臣のヲトメ」『後宮職員令の構造と特質』前掲註(15)書所収。
- (19) 文珠正子「令制命婦に関する一考察」横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢』上、創元社、一九八七年。「内外」についての唐の理解に関連して、古瀬奈津子「中国の「内廷」と「外廷」―日本古代史における「内廷」「外廷」概念再検討のために―」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八八年)も参照されたい。
- (20) 平城宮内裏東方官衙跡から出土した「公事」「私事」と刻まれた埴について、橋本義則氏は、これらの埴は朝廷に常設されていた版位であるとし、朝堂での日常的な執務にあたって、官司内の政務や官司相互の連絡などを行う際、官人たちが立つべき位置を示すために設けられた標識だとした(橋本義則「平安宮成立史の研究」塙書房、一九九五年、一七五頁)。「公事」が朝廷での政務を含意していることと、女性に関する令文には「朝庭公事」の用語が使用されなかつたこととは関連があると思われる。
- (21) 「尋常」について、衣服令集解6制服条所引「古記」は「朝夕」だとする。養老考課令30最条が、「常侍」を職掌とする侍従の「最」を「朝夕常侍。拾遺補

- 闕。為「侍従之最」としているところからも、「朝夕」は常時だろう。一方、後述する儀制令義解5文武官条は、庁座で業務が行なわれることを「尋常」とする。ここでは、「尋常」は日常の業務を指すとみておきたい。なお、志村佳名子氏は、朝廷に会する朝参とは別に朝堂の朝座に着座する男官の「尋常朝参」を推定する（『日本古代の朝参制度と政務形態』『日本古代の王宮構造と政務・儀礼』塙書房、二〇一五年、初出二〇一三年）。衣服令が示す男官の場合の「尋常」を類推する一助となると思われる。
- (22) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、二五〇～二五六頁。初出一九七五年。
- (23) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」前掲註(19) 書所収、二六七～二七二頁。初出一九八〇年。志村佳名子氏は、朝廷に出仕する人々の一定範囲内の集住により定期的な朝参が実現され官人として組織化が可能になるのは藤原宮段階であるとし、律令官人勤務制度としての朝参は藤原宮成立とはほぼ同時期だとした（前掲註21論文、一六二頁）。
- (24) 古瀬奈津子前掲註(23) 論文、二七〇頁。
- (25) 律令官人制における庁座の意義については、三上喜孝「雑令の継受にみる律令官人制の特質」『延喜式研究』一三、一九九七年）、大隅清陽前掲註(16) 書所収論文「座具から見た朝礼の変遷—養老儀制令12庁座上条の史的意義—」（初出二〇〇二年）から多くの示唆を得た。
- (26) 朝座をもたないという点では武官も同様だが、武官朝服条は「朝廷公事」の衣服を規定している。吉川真司氏によれば、庁座をもたない官司は、後宮十二司のほか、男官の内廷官司、衛府など「天皇近侍官司」である（吉川真司「王宮と官人社会」『列島の古代史 ひと・こと・もの3 社会集団と政治組織』岩波書店、二〇〇五年、一七一～一七四頁）。
- (27) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補—附唐日両令対照一覧—』東京大学出版会、一九九七年。
- (28) 武田佐知子「日本衣服令の成立—唐令の継受をめぐる—」『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四年、三〇〇頁。
- (29) 高世瑜「大唐帝国の女性たち」岩波書店、一九九九年、二八一～二八二頁。
- (30) 『旧唐書』于休烈伝。なお、高世瑜前掲註(29) 書は、皇后に対する命婦の朝見は武則天の皇后時代に始まり、以後、皇太后に対するものも含めて慣例化したとする（八四～八五頁）。
- (31) 春名宏昭「内侍考—宣伝機能をめぐる—」『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年。
- (32) 即位儀は慶雲四年七月壬子条、大嘗は和銅元年十一月己卯条、新嘗は神護景雲二年十一月壬辰条、元日は大宝元年正月乙亥朔条が代表的だが、大宝令以後では大宝二年正月乙巳朔条など。
- (33) 野村忠夫「慶雲三年格制の考叙法」『律令官人制の研究 増訂版』吉川弘文館、一九七〇年、二二五～二二九頁。
- (34) 伊福吉部徳足についての専論は、石田敏紀「古代因幡の豪族と采女」（鳥取県史ブックレット8、二〇一一年）に収載されている。
- (35) 熊谷公男「日本の歴史03大王から天皇へ」講談社学術文庫、二〇〇八年、一七〇頁。初刊二〇〇二年。
- (36) 伊集院葉子「髪長媛伝承の「喚」—地方豪族の仕奉と王権—」前掲註(15) 書。
- (37) 野村忠夫「古代官僚の世界」塙新書、一九六九年。同前掲註(33) 書。同「律令政治と官人制」吉川弘文館、一九九三年。寺崎保広「古代日本の都城と木簡」吉川弘文館、二〇〇六年。
- (38) 伊集院葉子前掲註(17) 論文。
- (39) 橋本義則「平城宮の内裏」前掲註(6) 書所収、一五三～一五七頁。
- (40) 新日本古典文学大系『続日本紀』三、五五二頁、補注22—五三。直木孝次郎他訳註「続日本紀」三（東洋文庫、一九九〇年）が、公式令の隨身符と同じならば「わざわざ特記する必要はない」とし「本条の隨身符は、発兵や固関など、より強力な権能を持つものである」（一六〇頁）としているのを支持している。
- (41) 藤森健太郎「平安前期即位儀礼の論理と特質」、前掲註(7) 書所収、一三九～一四〇頁。初出一九九四年。なお、古瀬奈津子氏は、任官儀式は唐礼の影響を受けて八世紀後半に整備が進んだとした（儀式における唐礼の継受—奈良末—平安初期の変化を中心に—、前掲註(19) 書所収）。
- (42) 佐々木忠介「古代における任官結果の伝達について」『任大臣儀について—古代日本における任官儀礼の一考察—』（いずれも『日本古代の官司と政務』（吉川弘文館、二〇一八年）所収、初出二〇〇三年）。
- (43) 『云卿補任』慶雲五年条。新日本古典文学大系『続日本紀』一、三八九～三九一頁、補注4—一六。
- (44) 養老後宮職員令。
- (45) 野村忠夫・原奈美子「律令官人制についての覚書—「官人」と「女官」—」『続日本紀研究』一九二、一九七七年。
- (46) 前掲註(45) 野村・原論文、八頁。
- (47) 前掲註(45) 野村・原論文、二頁。
- (48) 野村忠夫前掲註(33) 書など。女性の五位昇叙に関しては以下の研究も参照されたい。玉井力「天平期における女官の動向について」（『名古屋大学文学部二十年記念論集』名古屋大学文学部、一九六九年）、同「光仁朝における女官の動向について」（『名古屋大学文学部研究論集』五〇、一九七〇年）。西野悠紀子「桓武朝と後宮—女性授位による一考察—」（総合女性史研究会編『日本女性史論集』

- 2、吉川弘文館、一九九七年。初出一九九二年。
- (49) 伊集院葉子「八世紀の五位直叙と女堅」『専修史学』六二、二〇一七年。
- (50) 伊集院葉子前掲註(49)論文。
- (51) 養老禄令9官人給禄条による准位が六位以下の職事は次の通りである。正六位
尚水、掌蔵、掌侍。正八位尚書、尚薬、尚殿、典侍。正七位尚兵、尚闕。從七位尚掃、
尚水、掌蔵、掌侍。正八位尚書、尚薬、尚殿、典侍。從八位尚典書、典薬、典兵、典闕、典殿、
典掃、典水、典酒。
- (52) 関晃「律令国家の展開」(初出一九五二年)、「律令貴族論」(初出一九七六年)(い
ずれも『日本古代の国家と社会 関晃著作集 四』(吉川弘文館、一九九七年)所
収)。虎尾達哉「律令官人社会における二つの秩序」『律令官人社会の研究』塙書房、
二〇〇六年、初出一九八四年。大隅清陽「儀制令と律令国家—古代国家の支配
秩序—」前掲註(16)書所収、初出一九九二年。
- (53) 佐藤全敏「古代日本の四等官制」『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、
二〇〇八年所収、初出二〇〇七年。女官と男官の監理関係と位階に関しては、伊
集院葉子「女史と内記—律令制下の文書行政と内侍司の変容—」前掲註(15)書
所収、初出二〇一三年。
- (54) 石母田正「日本古代国家論」第一部、岩波書店、一九七三年、三十三頁。
- (55) 伊集院前掲註(49)論文。
- (56) 和田萃「殯の基礎的考察」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、
一九九五年。初出一九六九年。
- (57) 義江明子「つくられた卑弥呼」ちくま学芸文庫、二〇一八年。初刊二〇〇五年。
溝口睦子「風土記」の女性首長伝承」前近代女性史研究会編『家・社会・女性
—古代から中世へ—』吉川弘文館、一九九七年。
- (58) 義江明子前掲註(57)書。伊集院葉子「比売朝臣・姫帝・姫太上天皇—古代
の女帝・女官に付された「ヒメ」をめぐる—」(仁藤敦史編『古代王権の史実
と虚構』竹林舎、二〇一九年)も参照されたい。
- (59) 新日本古典文学大系『続日本紀』一、二四五—二四六頁、補注一—一三。
佐伯有清「家牒」についての一考察」『新撰姓氏録の研究 索引・論考篇』吉
川弘文館、一九八四年、四二九—四四二頁。初出一九八三年。
- (60) 溝口睦子「記紀に見える女性像—巫女・女酋・治工・戰士—」前近代女性史研
究会編『家族と女性の歴史—古代・中世—』吉川弘文館、一九八九年。『日本女性
史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇八年)、「いしこりどめ 石凝姥」(溝口睦子執筆)。
(62) なお、大王・天皇への出仕に関わる「貢」の意味が性的隷属を含めた人身献上
ではないことは、養老令の規定にそくして明らかにした(伊集院葉子「後宮職
員令の構造と特質」前掲註(15)書、一一八—一二〇頁。同「日本令英訳の試み」
『明治大学国際学術研究会』交響する古代VI—古代文化資源の国際化とその意義
—」予稿集、二〇一六年)。同「日本古代の女官/女性官僚—二重のジェンダー—
バイアスへの問いかけ」『歴史学研究』一〇一六、二〇二二年。
- (63) 「新撰姓氏録」和泉国諸蕃衣縫条に「衣縫。出自百濟国神露命也」とある。
「神露(かむろ)」は百濟の人名で、「命」は「使主(意弥)」の語を転じて用い
たかという(佐伯有清「新撰姓氏録の研究考證篇」六、吉川弘文館、一九八三年、
二〇—二二頁)。
- (64) 日本古典文学大系『日本書紀』上、三七八—三七九頁、頭注七。新編日本古典
全集『日本書紀』①、四九四—四九五頁、頭注八—一。
- (65) 東村純子「古代織物生産の権力構造と女性」総合女性史学会/石月静恵・辻浩
和・長島淳子編『女性労働の日本史』勉誠出版、二〇一九年、二六七—二七〇頁。
- (66) 太田亮「姓氏家系大辞典」第三卷「中臣」項、四二〇四—四二〇五、四二〇六
—四二〇七頁。
- (67) 『日本書紀』持統五年八月辛亥条では、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨
勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・
阿曇の十八氏が墓記上進を命じられた。
- (68) 溝口睦子「古代氏族の系譜」吉川弘文館、一九八七年、一六一—一六五頁。
- (69) 溝口睦子「日本古代氏族系譜の成立」学習院学術研究叢書九、一九八二年、
三五八—三五九頁。同「王権神話の二元構造」吉川弘文館、二〇〇〇年、六一頁。
- (70) 溝口睦子「戸畔(トベ)考—女性首長伝承をめぐる—」(西宮一民編『上代
語と表記』おうふう、二〇〇〇年、五七、五九頁)。溝口氏は、同論文で、トベ
を男女双方の敬称とみる説が生まれる背景にヒメヒコ制と呼ばれる古代の首長
像との関わりがあると「これらトベ(トメ)の時代はいわゆるヒメヒコ制の
時代であって、単独の女性首長は存在しない筈だという、現在広くもたれてい
るこの時代の首長についての認識が、その根拠として何より大きいのではない
かと思う」とのべた(五七頁)。傾聴すべき指摘だと考える。なお、寺西貞弘氏は、
神武天皇に誅殺された「名草戸畔」の実像を考察した。そのなかで、記紀が男
系系譜主義の立場から記載している以上、キサキの出自に女性を置くことはない
という認識から記紀の「トベ」を検討し、「戸辺」は女性、「戸畔」は男性の敬称
だと推定した(寺西貞弘「名草戸畔と紀伊国造」『紀氏の研究—紀伊国造と古代
国家の展開』雄山閣、二〇一三年。初出二〇〇九)。しかし、孝昭紀に、キサキ・
世襲足媛の別伝として「一云倭国豊秋狭太媛女大井媛也」とあり、崇神のキサ
キ・尾張大海媛(日本書紀)崇神元年二月丙寅条)も、崇神記では「尾張連之祖、
意富阿麻比売」とされている。『日本書紀』の天皇系譜が父系を原則として書か
れていることは否定しないが、記紀に採録された原史料に当時の社会の実情を反
映して双系的な記述があり、記紀に残存している可能性もみておくべきだろう。
また、荒河戸畔については、鈴木正信氏が、紀直氏本宗ではないが、紀国造を輩

出したことのある系譜にとつての始祖とし（紀伊国造の成立と展開）『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、二〇一二年、七五頁。初出二〇一一年）、大川原竜一氏は、『日本書紀』の荒河戸畔と『古事記』の荒河戸弁を同一人物と推し、大化前代の紀伊国造が王権と近い関係にあったことをうかがわせる史料として位置づけている（紀伊国造と古代王権）加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、二〇一八年）。

(71) なお、『続日本紀』の国造任命記事のほかに、『大日本古文书』に「板野采女粟国造凡直若子」（『大日本古文书』二二二六五、写経所請経文）、「板野采女粟国造若子」（同一二一四四八、「紫微中台請留経目録」）がみえる。角田文衛「板野命婦」（『角田文衛著作集五』宝蔵館、一九八四年）は、若子が国造の称号を賜っていたとし、鈴木正信「凡直氏と国造制」（加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、二〇一八年）は、国造に任命されたとする。「日本古代人名辞典」（吉川弘文館）も阿波国の国造とする。

文中の史料引用は、次の刊行本によった。

岩波日本古典文学大系『日本書紀』、岩波日本思想体系『律令』『古事記』、岩波新日本古典文学大系『続日本紀』、新訂増補国史大系『令義解』『令集解』『類聚三代格』『尊卑分脈』

*本稿は、JSPS 科研費 18K00936 の助成を受けたものである。

（専修大学文学部非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究協力者）
（二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年九月二四日審査終了）

Women in Ancient Political Space

IJUIN Yoko

In this paper, I focus on the decision and execution of national will and the participation of women in the ancient political space. I would like to point out women participation in the process of forming national will, by research the ceremonies in court of the monarch held to form national will.

Researcher has already pointed out that women attended the Imperial Ceremonies in the 8th century. It stems from the idea that both men and women should contribute the kingship. The ruler thought attendance at ceremonies was also he and her obligation to the state.

In 760, monarch Koken held an appointment ceremony to inform leading senior officials of the idea of putting Fujiwara no Nakamaro at the top of the administration, and female officials also attended the ceremony. Female officials also attended the ceremony because it was incorporated into the process of thoroughly pursuing the will of the monarch and forming the national will.

In the past, researchers have emphasized Naishi-shi. But the kingship also required the cooperation of female officials of Twelve offices to achieve the purpose of the nation. It became clear from the record of “Shoku Nihongi” on July 15, 708. It should not be overlooked that the higher rank of fifth was important in participating in the 8th century Imperial Council. When women were promoted fifth rank, researchers have considered a special benefit for being a woman. However, the existence of a fifth-ranked female official should be considered as a motive of the kingship giving qualify them for attending the Imperial Council.

Going back in time, the ancestral folklore of those who served the kingship in professional positions from the 7th to the 8th centuries includes those reminiscent of the woman who leads the department. For example, Kagami-tsukuri’s ancestor Ishikoritome, who appears in “Nihon Shoki” and “Kojiki,” is a female leader who leads a professional group. E-hime, a powerful tribe in the Kibi region during the time of Ōjin, was a woman who ruled Oribe and served the monarch, and she should be called the official who managed the ancient professional group.

“Nihon Shoki” and “Kojiki” describe women of the local tribes who belonged to the kingship and were appointed as the local chieftain. Usatsuhime is described as the ancestor of Usa no Kuni-no-Miyatsuko (Kokuzō) in “Nihon Shoki”, and Arakawatobe was called “Ki-no-Kuni-no-Miyatsuko” in “Kojiki”. The monarch of the 8th century appointed six women to be Kokuzō. Behind this may have been the existence and memory of women’s Kokuzō before ritsuryō polity.

In the 8th century, women attended at the ceremonies in court of the monarch. That was not first created by the Ritsuryō system but had executed before Ritsuryō system.

Key words : political space, national will, kingship, ceremony in court of the monarch, female officials
